第２期山元町
子ども・子育て支援事業計画

令 和 ２ 年 ３ 月

山 元 町

目　　次

第１章　計画の概要

１ 計画策定の背景 1

２ 計画の性格と役割 1

（１）計画の根拠法令等 1

（２）計画の位置付け 2

（３）計画の対象 2

３ 計画の期間 2

４ 計画の策定体制 3

（１）子ども・子育て会議の設置 3

（２）ニーズ調査の実施 3

第２章　子どもと保護者を取り巻く現状

１ 人口の状況 4

（１）人口推移 4

（２）人口構成 5

（３）自然動態 6

（４）社会動態 6

２ 世帯の状況 7

（１）類型別世帯数の推移 7

（２）子どものいる世帯数の推移 7

３ 婚姻、出生等の状況 8

（１）婚姻、離婚の状況 8

（２）未婚率の推移 9

（３）出生数 10

４ 就業の状況 11

（１）就業者数・就業率の推移 11

（２）産業分類別就業状況 11

（３）年齢別就業状況 12

５ 幼稚園・保育所の状況 13

（１）保育所 13

（２）幼稚園 14

（３）放課後児童クラブ 14

（４）小学校 15

（５）中学校 16

６ アンケート調査結果に見る子育ての状況 17

（１）就学前児童保護者の調査結果 17

（２）小学校児童保護者の調査結果 22

第３章　計画の基本的な考え方

１ 計画の基本理念 25

２ 計画の基本目標 26

３ 計画の体系 27

第４章　教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

１ 子ども・子育て支援制度の概要 28

２ 教育・保育提供区域 29
（１）教育・保育提供区域とは 29
（２）山元町における区域設定について 29
３ 子どものための教育・保育給付の量の見込と確保方策 30
（１）１号認定【３～５歳：幼稚園・認定こども園】 31
（２）２号認定【３～５歳：保育所・認定こども園】 32
（３）３号認定【０～２歳：保育所・認定こども園・地域型保育】 33
４ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策 34
（１）利用者支援事業（母子保健型） 35
（２）地域子育て支援拠点事業 36
（３）妊婦健康診査 37
（４）乳児家庭全戸訪問事業 38
（５）養育支援訪問事業 38
（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 39
（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 40
（８）一時預かり事業 41
（９）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 43
（10）延長保育事業 44
（11）病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業） 45
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 46
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 46
第５章　取り組むべき施策の展開
基本目標１　豊かな心の育成と健やかな成長の支援 47
１ 地域における子育て支援サービスの充実 47
２ 子育て支援のネットワークづくり 49
３ 子どもの健全育成 50
基本目標２　母と子の健やかな暮らしづくり 52
１ 子どもや母親の健康の確保 52
２ 食育の推進 54
３ 小児医療の充実 55
基本目標３　安心して子どもを産み育てられる環境づくり 56
１ 家庭や地域の教育力の向上 56
２ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 57
３ 仕事と子育ての両立 58
基本目標４　子どもの人権の尊重と安全・安心のまちづくり 59
１ 児童の人権の確保 59
２ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 60
３ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 61

基本目標５　特別な支援が必要な子どもと家庭の支援 62
１ 児童虐待防止対策の充実 63
２ ひとり親家庭等の自立支援の推進 64
３ 障害児対策の充実 65
４ 心の問題を抱える子どもへの対策 66
第６章　計画の推進
１ 各主体の役割 67
（１）行政の役割 67
（２）家庭の役割 67
（３）地域の役割 67
（４）職場の役割 67
２ 計画の周知及び推進体制 68
（１）計画の周知 68
（２）計画の推進体制 68
３ 計画の進捗管理 69
資料編
１ 山元町子ども・子育て会議設置条例 70
２ 山元町子ども・子育て会議委員名簿 72

第１章　計画の概要

１ 計画策定の背景

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成１５年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成２４年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連３法」を制定しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連３法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成２７年３月に「（第１期）子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行する中、国においては特機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本町の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第２期山元町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

２ 計画の性格と役割

（１）計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

■子ども・子育て支援法（抜粋）
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第 61 条　市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（２）計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく次世代育成支援行動計画が義務策定から任意策定に変更されたことを受け、本町では、「子ども子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

また、本計画の策定については、「第６次山元町総合計画」をはじめ「山元町地域福祉計画」、「山元町障がい者計画・障がい福祉計画」、「山元町健康増進計画」などの関連する他の分野別計画との整合を図ります。

（３）計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

３ 計画の期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までを一期とした５年間の計画とします。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

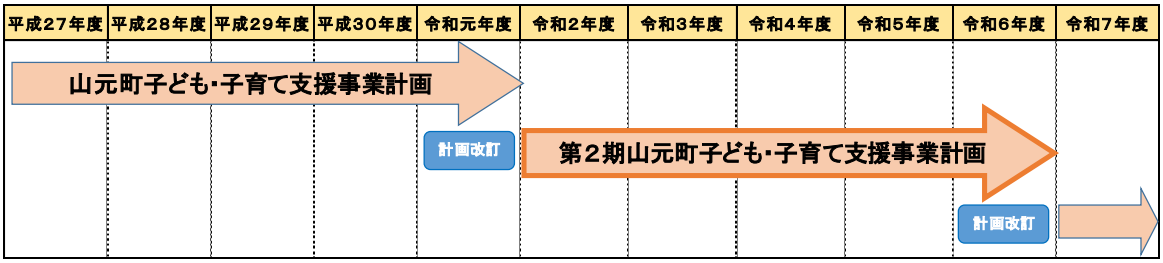

４ 計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町においては、「山元町子ども・子育て会議」を設置し、子育て定住推進課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

（2）ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

区　分	対象者	調査方法	実施時期
(1)就学前児童調査	本町在住の 0～6 歳児童の保護者	保育所（園）、幼稚園を通じて配布・回収（一部郵送による）	平成 31 年 2月
(2)小学校児童調査	本町在住の小学生の児童の保護者	小学校での配布・回収	

■配布・回収の状況

区　分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1)就学前児童調査	330 件	263 件	80.0%
(2)小学校児童調査	350 件	292 件	83.1%

第２章　子どもと保護者を取り巻く現状

１ 人口の状況

（１）人口推移

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成３１年４月１日現在の人口は、12,254 人となっています。

■人口推移

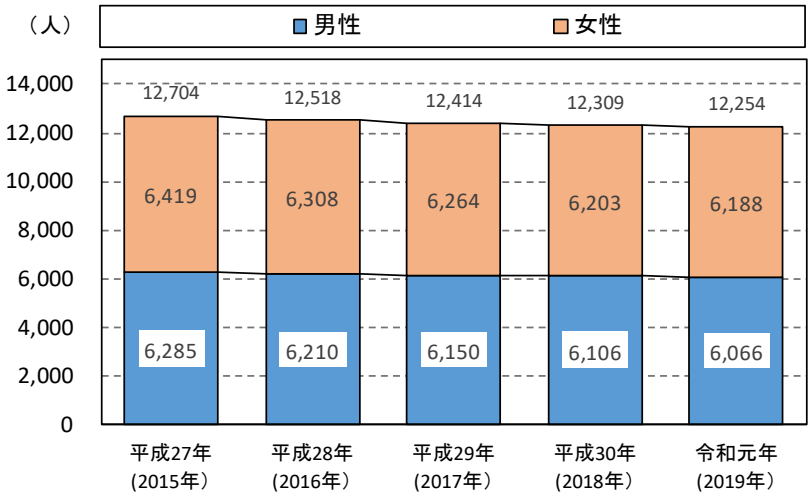

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）人口構成

平成 31 年４月１日現在における人口ピラミッドをみると、年少人口が少ないことから将来の人口減少が予測されます。

20 歳未満の各年齢層をみると、男女とも年齢が低くなるにしたがって、人口が減少する傾向となっています。

人口構成比については、常に女性が男性の人口を上回っています。

■人口構成

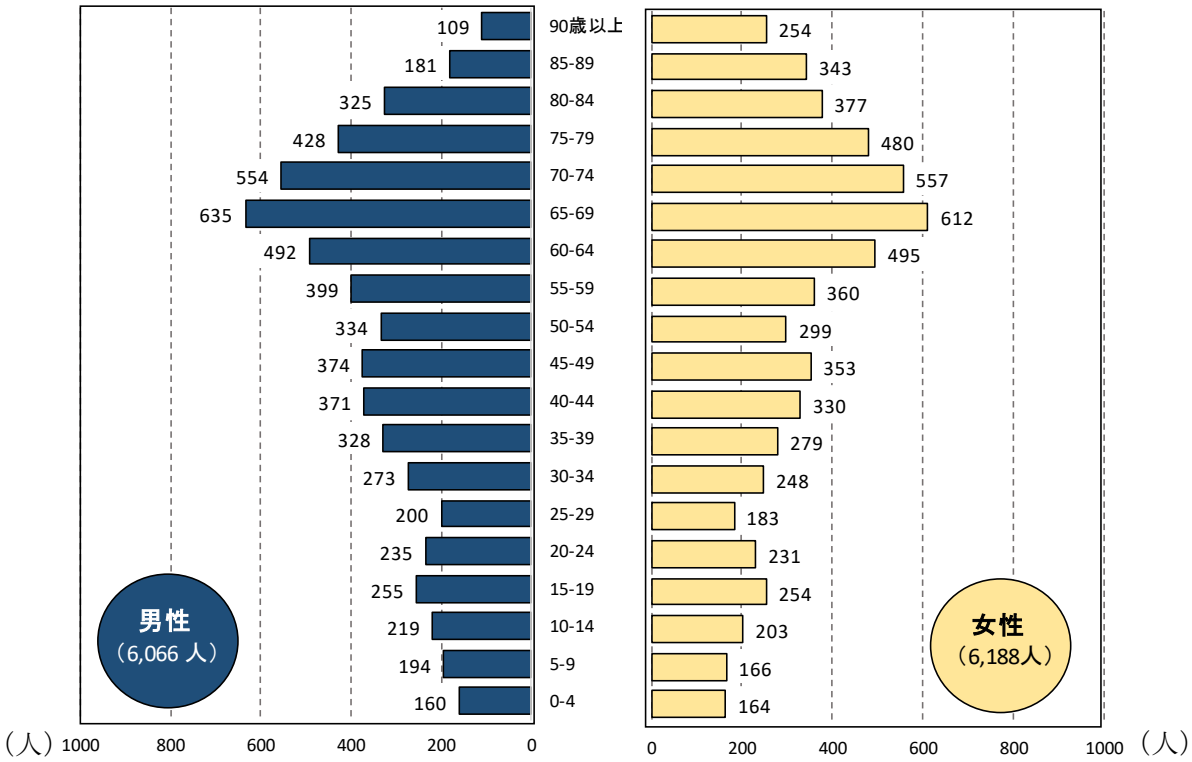

資料：住民基本台帳（平成31年４月１日現在）

■人口構成比

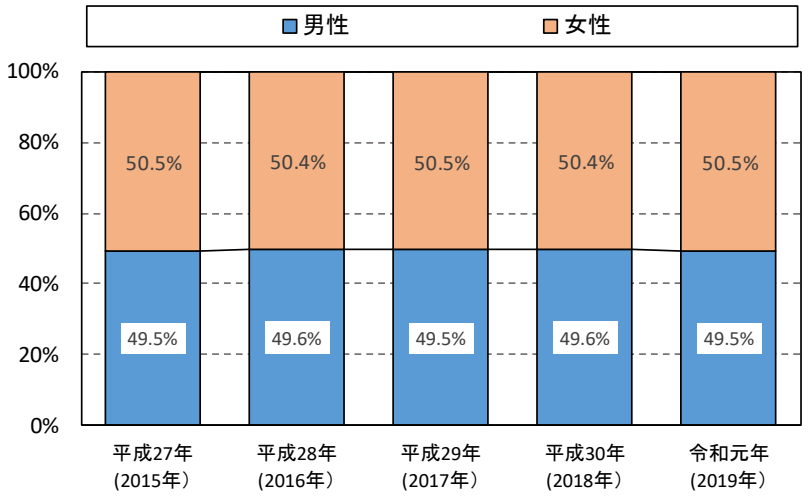

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回り、自然動態はマイナスで推移し、平成 30 年はマイナス 139 人となっています。

■自然動態

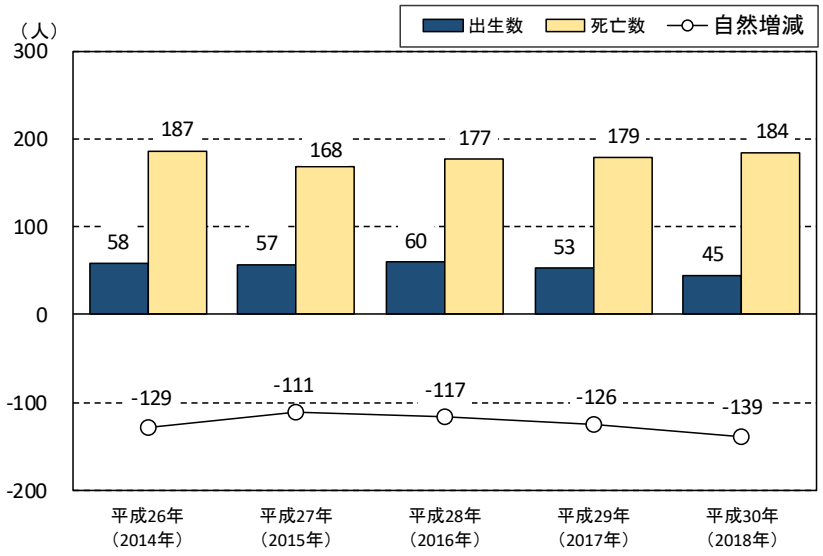

資料：宮城県人口動態統計

（４）社会動態

転入数と転出数の推移では、平成２９年に転入数が転出数を上回りましたが、その他の年度では転出数が転入数を上回っています、平成 30 年はマイナス 11 人となっています。

■社会動態

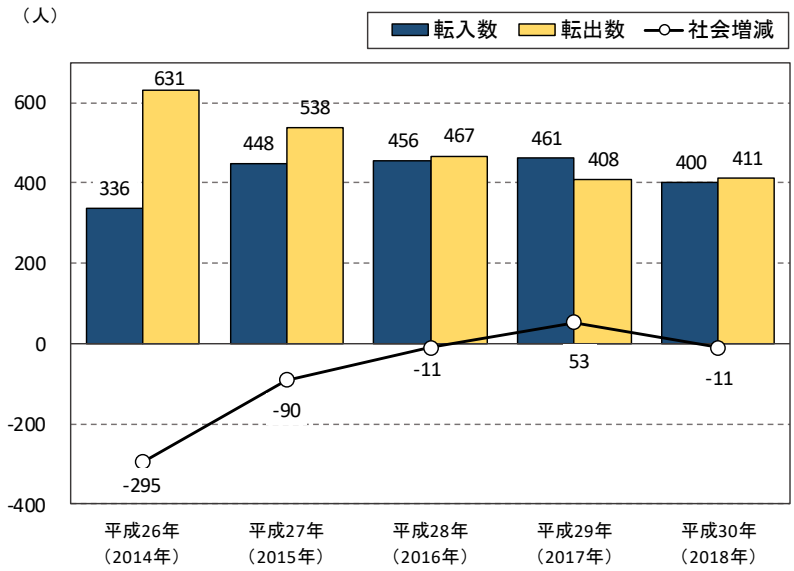

資料：宮城県人口動態統計

２ 世帯の状況

（１）類型別世帯数の推移

世帯数は減少傾向で推移しており、平成 27 年の世帯数は 4,350 世帯となっています。一世帯あたりの人員は、平成 27 年で 2.74 人となっており、減少傾向で推移していることから、核家族化の進行が伺えます。

■世帯数の推移

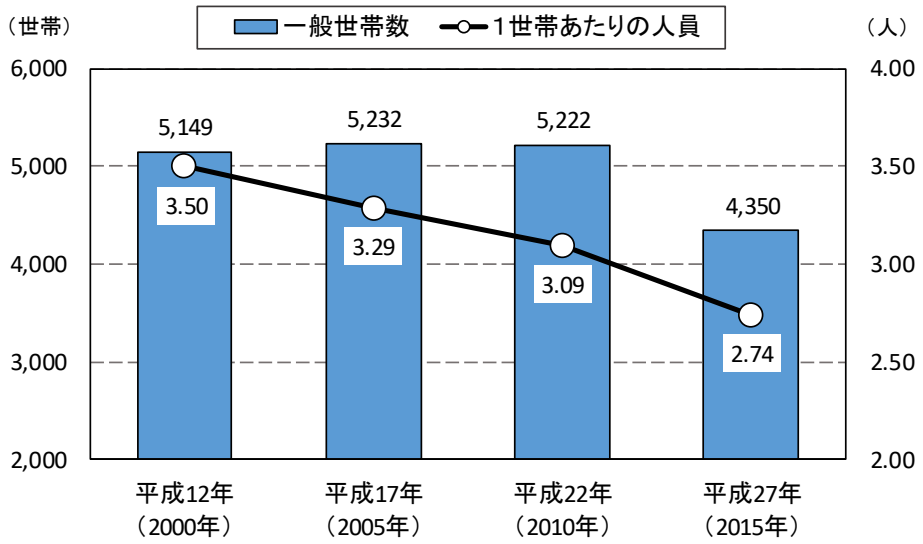

資料：国勢調査

（２）子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数は、６歳未満、18 歳未満ともに減少傾向となっています。

■子どものいる世帯数の推移

		平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）
６歳未満親族のいる世帯					
	世帯数　（世帯）	568	500	424	263
	世帯人員　（人）	3,070	2,674	2,352	1,412
	６歳未満の親族人員　（人）	770	659	547	342
18歳未満親族のいる世帯					
	世帯数　（世帯）	1,668	1,439	1,220	823
	世帯人員　（人）	8,705	7,393	6,228	4,006
	18歳未満の親族人員　（人）	3,084	2,529	2,137	1,458

資料：国勢調査

３ 婚姻、出生等の状況

（１）婚姻、離婚の状況

婚姻件数は、減少傾向で推移しており、平成 30 年は 34 件となっています。

また、離婚件数は、僅かに増加傾向で推移しており、平成３０年は 24 件となっています。

■婚姻、離婚件数の推移

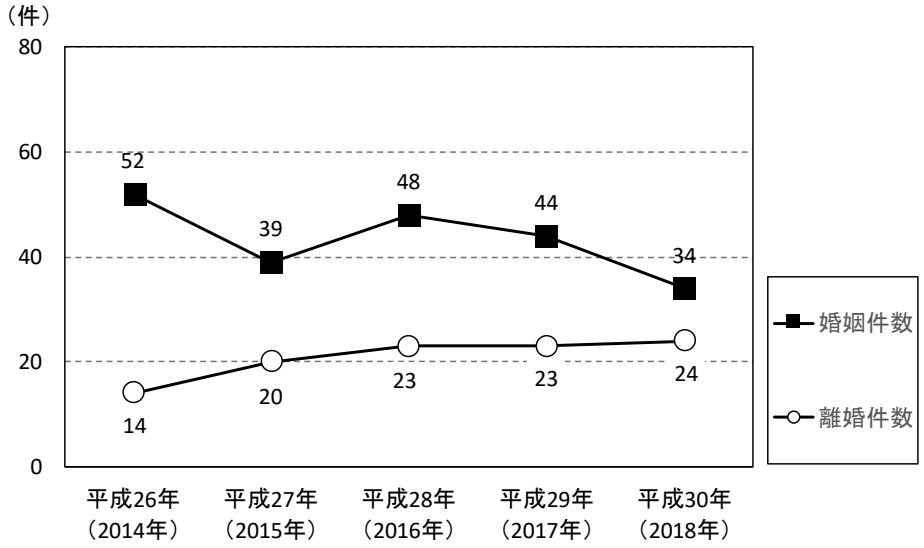

資料：宮城県人口動態統計

（２）未婚率の推移

女性の未婚率は、増減はあるものの、いずれの年齢階級において増加傾向で推移しています。

男性の未婚率も女性同様増加傾向で推移しており、女性と比較すると高い水準となっている状況です。

■未婚率の推移

【女　性】

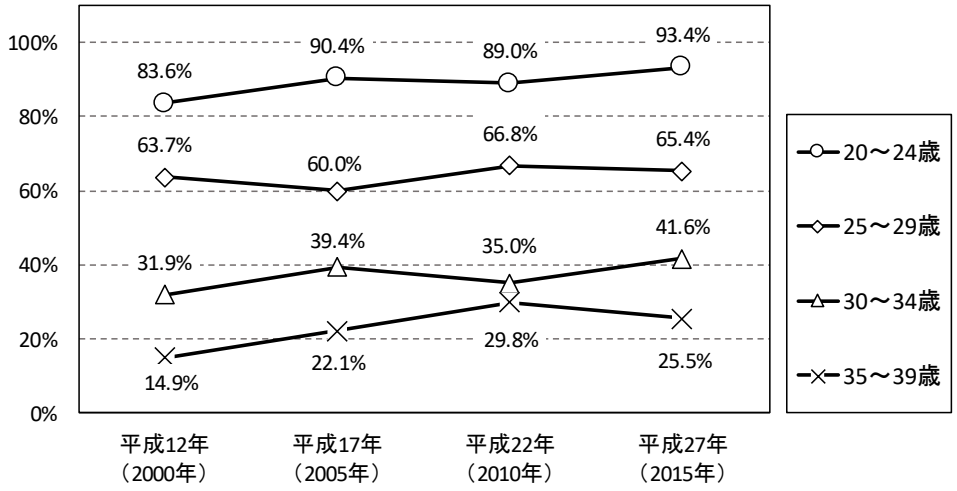

資料：国勢調査

【男　性】

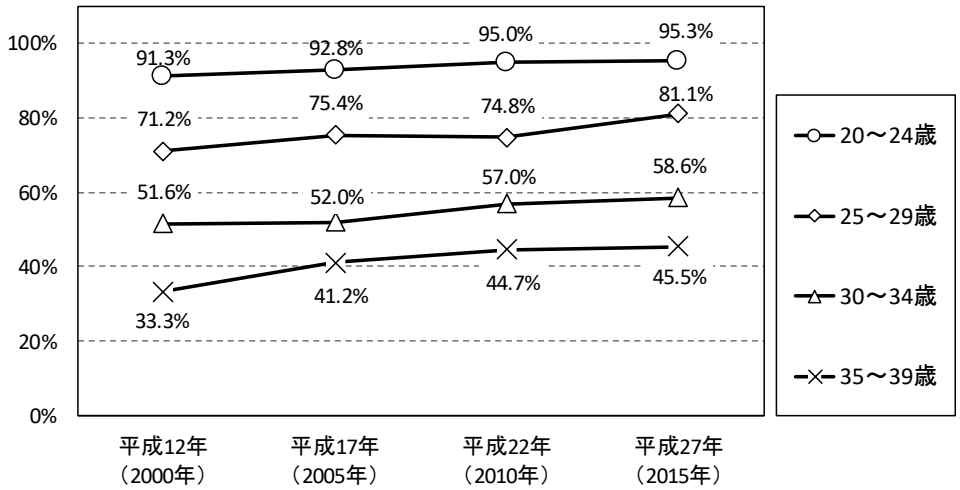

資料：国勢調査

（３）出生数

①出生率の推移

出生率は、いずれの年においても国及び県の水準を下回って推移しており、平成 30 年は 3.7 となっています。

■出生率の推移

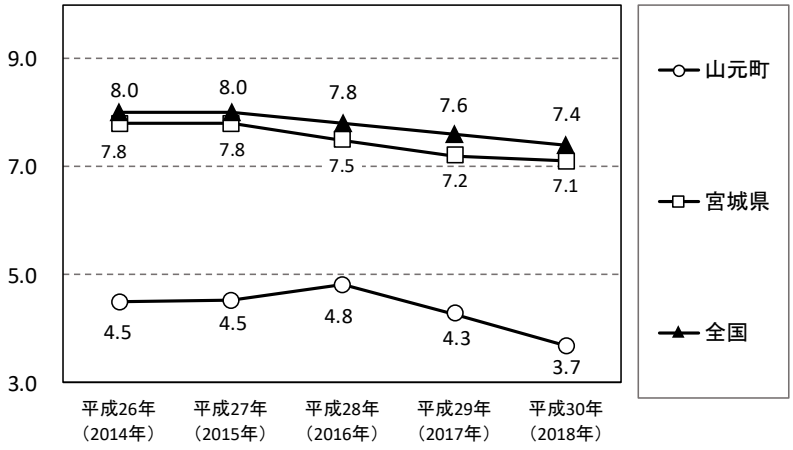

資料：宮城県人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に 1,000 をかけたものである。（人口千対）

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、減少傾向で推移し、つねに県の水準を下回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移

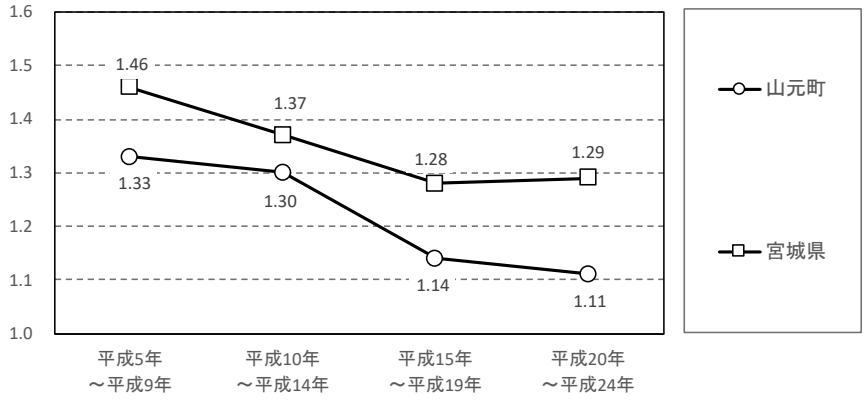

資料：厚生労働省　人口動態統計特殊報告

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

４ 就業の状況

（１）就業者数・就業率の推移

就業者数は、男女ともに減少傾向となっています。

また、就業率についは、減少傾向で推移していますが、平成 27 年に男女ともに増加となっています。

■男女別就業状況

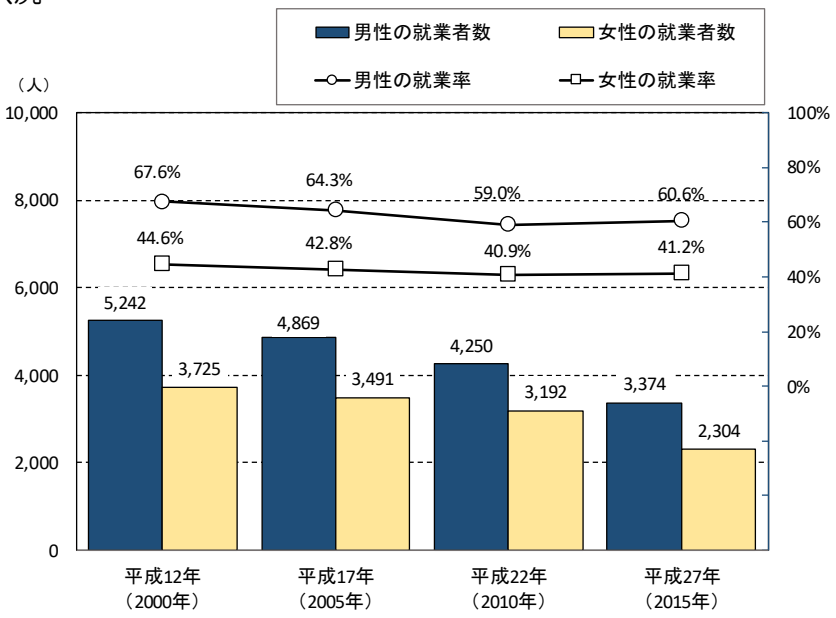

資料：国勢調査

（２）産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、女性は第 3 次産業就業者の割合が増加傾向にあり、平成 27 年では 66.8%を占めています。

男性についても同様に第 3 次就業者割合が増加傾向にあり、平成 27 年では 47.6%となっています。

■産業分類別の就業者数の構成（男女）

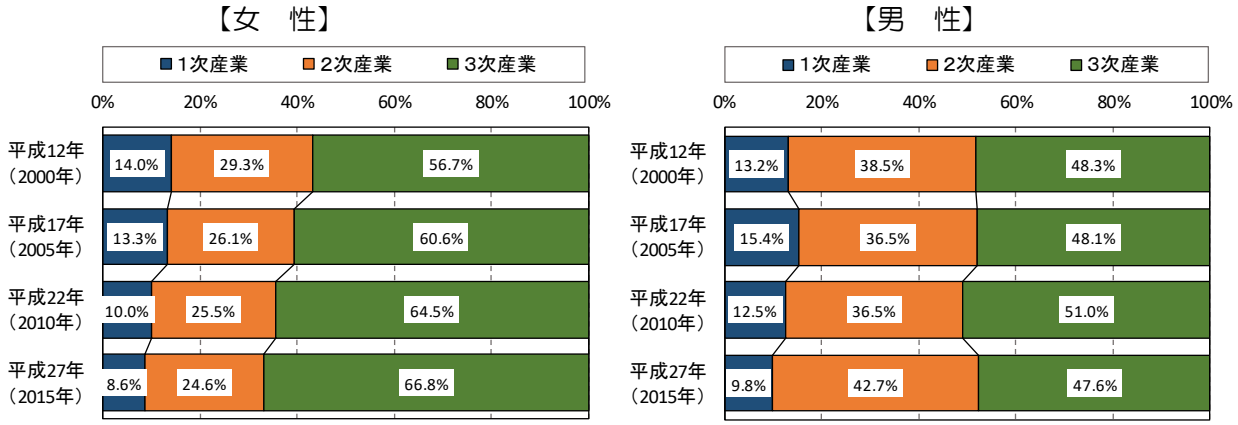

資料：国勢調査

（３）年齢別就業状況

平成 27 年の女性の就業率をみると、ほぼ各年齢層とも最も高くなっています。特に 50 歳以上が高くなっています。また、女性特有のM字型曲線の落ち込みが平成 12 年と比較すると、改善傾向となっています。

男性については、60 歳未満の就業率は過去と比較して、特に高い状況となっていませんが、60 歳以上で就業率が高くなっています。

■年齢別就業率（男女）

【女　性】

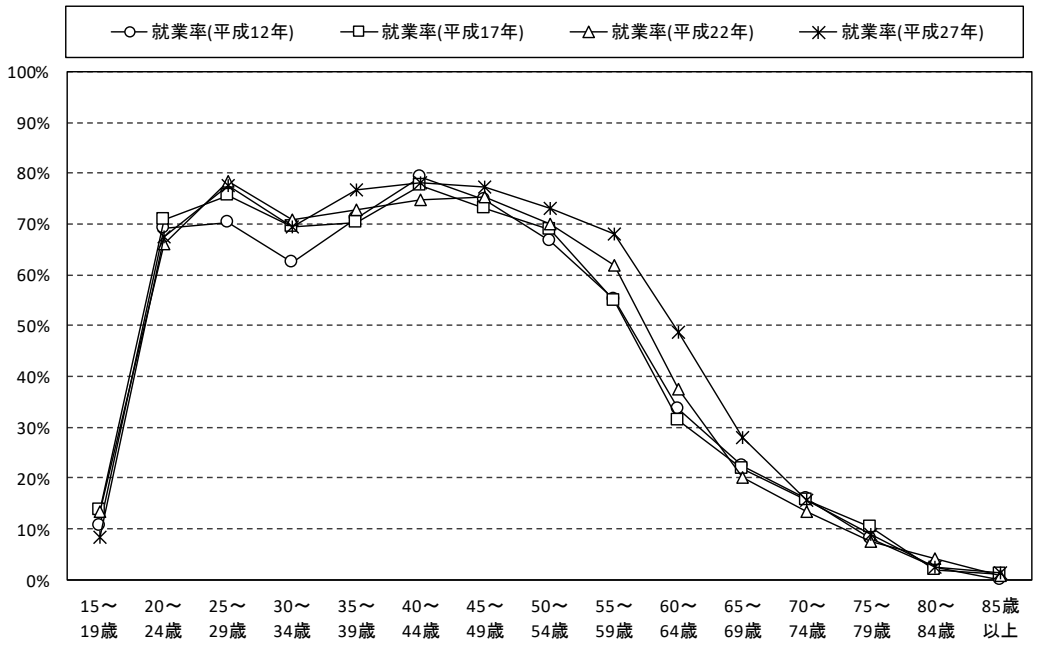

【男　性】

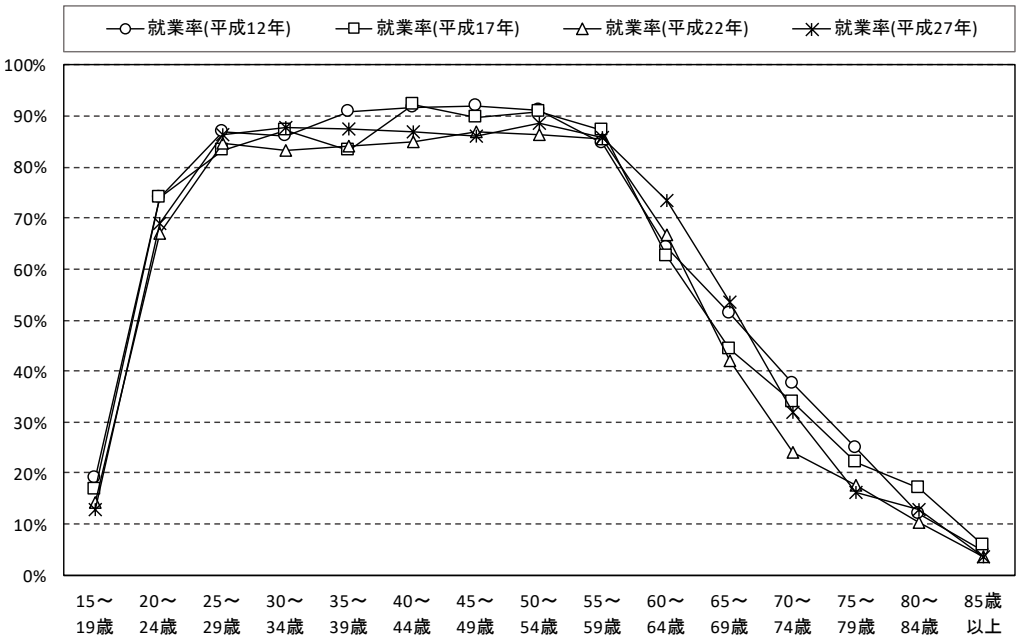

資料：国勢調査

５ 幼稚園・保育所の状況

（１）保育所

■町内の保育所の利用状況

○つばめの杜保育所

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
定員	―	―	150	150	150
児童数	―	―	162	161	162
保育士・職員数	―	―	42	50	46

○北保育所

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
定員	100	100	―	―	―
児童数	86	82	―	―	―
保育士・職員数	16	16	―	―	―

○南保育所

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
定員	60	60	―	―	―
児童数	51	56	―	―	―
保育士・職員数	12	14	―	―	―

各年度4月1日現在　　資料：子育て定住推進課

（２）幼稚園

■町内の幼稚園の利用状況

○やまもと幼稚園

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
定員	155	155	155	155	155
児童数	87（うち町内 58）	85（うち町内 57）	87（うち町内 63）	90（うち町内 74）	76（うち町内 62）
職員数	10	10	10	9	9

○ふじ幼稚園

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
定員	175	175	175	175	175
児童数	118（うち町内 36）	106（うち町内 29）	114（うち町内 40）	117（うち町内 48）	126（うち町内 62）
職員数	12	11	11	11	13

各年度5月1日現在　　資料：子育て定住推進課

（３）放課後児童クラブ

■町内の放課後児童クラブの利用状況

○山下小児童クラブ（定員概ね40人）

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	38	46	35	40	46
指導員数	4	4	4	4	5

○坂元小児童クラブ（定員概ね40人）

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	14	14	17	24	21
指導員数	2	2	2	3	4

○山下第二小児童クラブ（定員概ね40人）

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	—	—	23	41	53
指導員数	—	—	3	5	5

各年度5月1日現在　　資料：子育て定住推進課

（４）小学校

■町内の小学校の概況

○山下小学校

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	198	192	192	192	196
県費職員数	15	15	14	15	17

○山下第一小学校

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	81	75	75	71	54
県費職員数	12	11	11	12	12

○山下第二小学校

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	106	97	89	96	104
県費職員数	16	15	15	16	15

○坂元小学校

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
児童数	137	112	100	101	86
県費職員数	16	18	17	17	17

各年度5月1日現在　　資料:教育総務課

（5）中学校

■町内の中学校の概況

○山下中学校

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
生徒数	239	223	213	206	196
県費職員数	26	25	26	25	25

○坂元中学校

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）
生徒数	78	78	81	66	58
県費職員数	15	15	15	13	12

各年度5月1日現在　　資料:教育総務課

６ アンケート調査結果に見る子育ての状況

（１）就学前児童保護者の調査結果

１，子育てに日常的に関わっている人・施設

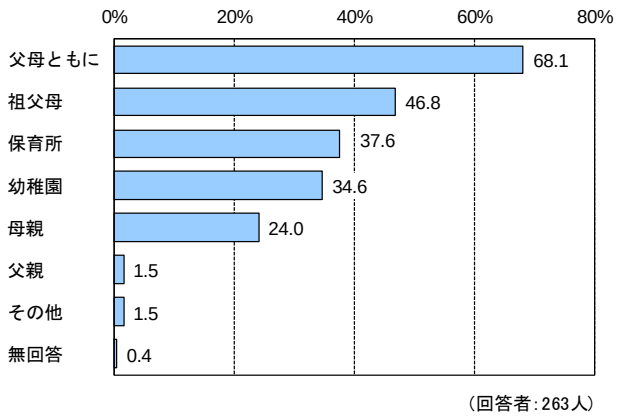

子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方（施設）は、「父母ともに」が 68.1％と最も多く、次いで「祖父母」（46.8％）、「保育所」（37.6％）、「幼稚園」（34.6％）の順となっています。

２．子どもをみてもらえる親族・知人

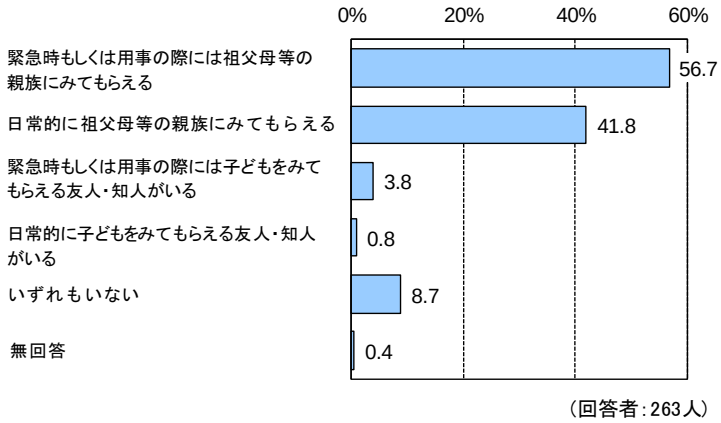

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.7％と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（41.8％）となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。また、「いずれもない」という回答は 8.7％ありました。

３．子育てについての相談

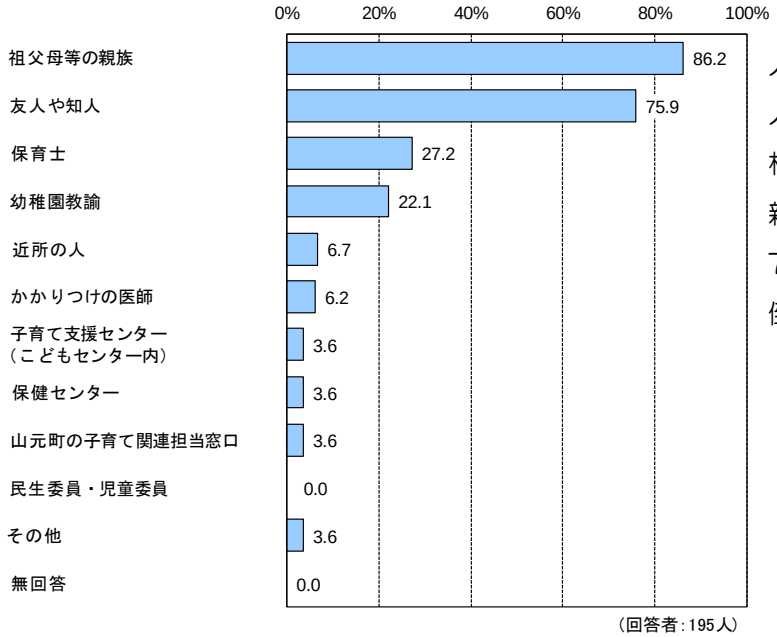

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無では、74.1％（195人）が「いる」と回答しており、その相談先を尋ねてみると、「祖父母等の親族」が 86.2％、「友人や知人」が 75.9％で、身近な人という回答が圧倒的に多くなっています。

４．定期的な教育・保育の事業の利用について

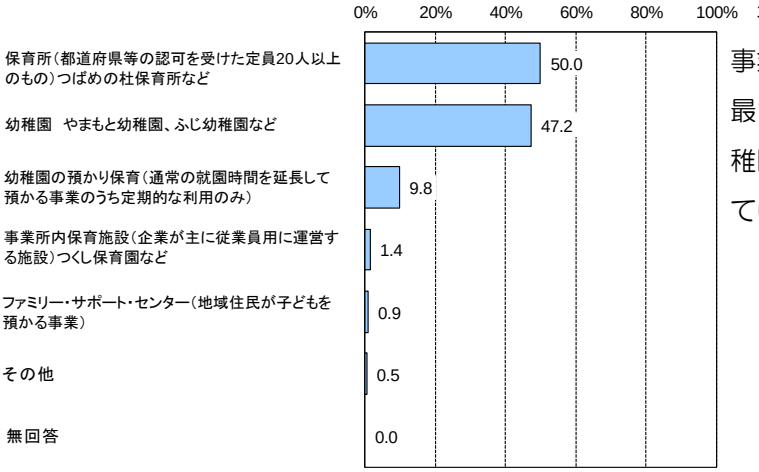

(回答者：214人)

年間を通じて利用している教育・保育事業を尋ねると、「保育所」が 50.0%と最も多く、次いで「幼稚園」(47.2%)、「幼稚園の預かり保育」（9.8%）の順となっている。

５．山元町の子育て支援サービスの認知度

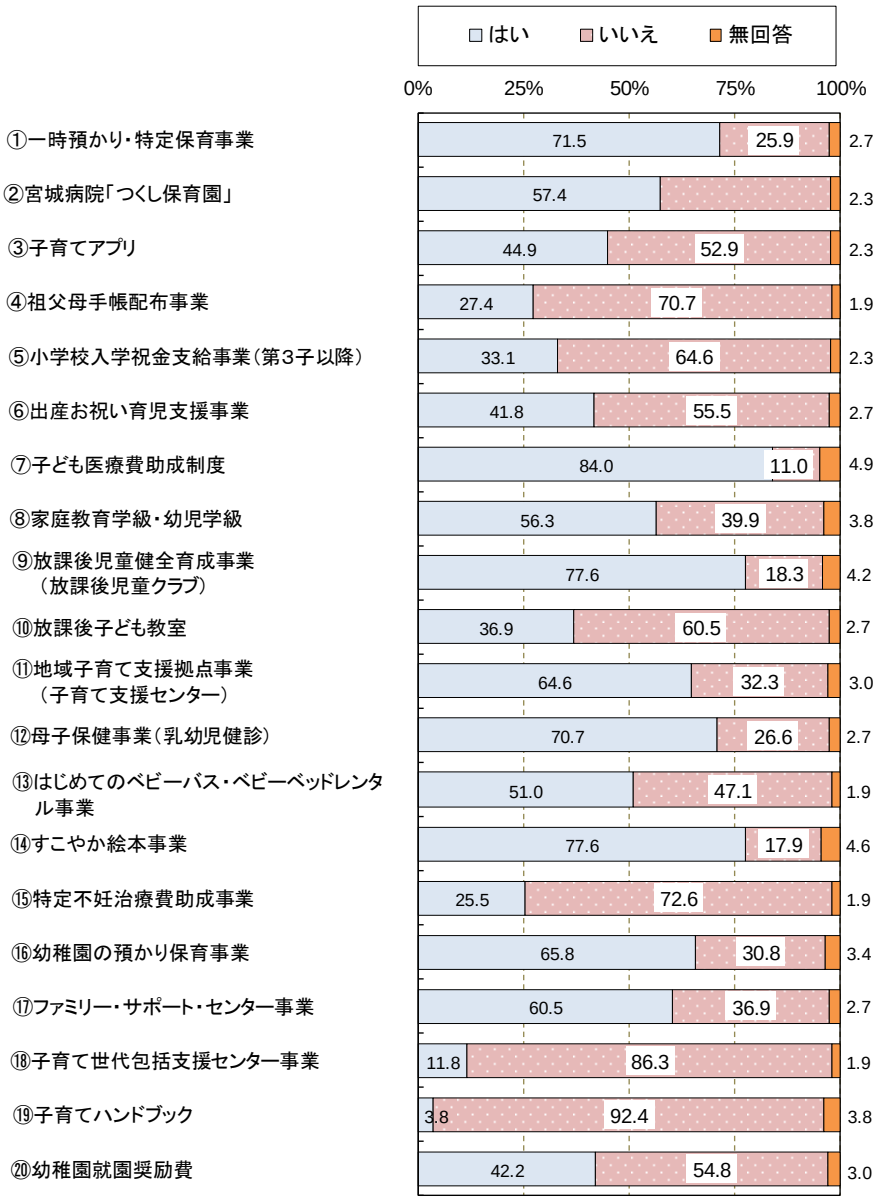

（回答者：263人）

町で実施している子育て支援サービスの認知度は、「⑦子ども医療費助成制度」が 84.0%と最も多く、次いで「⑭すこやか絵本事業」、「⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（ともに 77.6%）、「①一時預かり・特定保育事業」（71.5%）の順となっています。

一方、認知度が最も低いのは、「⑲子育てハンドブック」の 3.8%となっています。

６．土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

【土曜日】

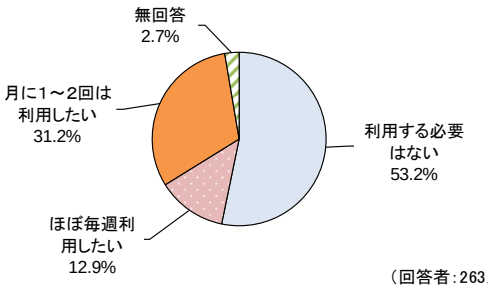

（回答者：263人）

【日曜日・祝日】

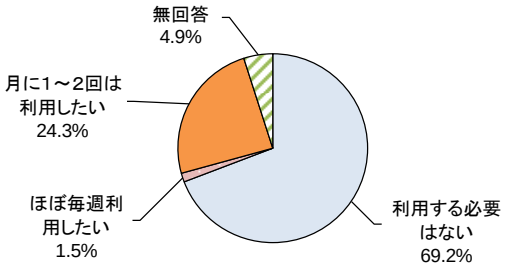

（回答者：263人）

土曜日の利用希望は、53.2%は「利用する必要はない」と回答しているものの、「ほぼ毎週利用したい」（12.9%）、「月に１～２回は利用したい」（31.2%）と 44.1%に利用意向がありました。

日曜日・祝日は、69.2%は「利用する必要はない」と回答しているものの、「ほぼ毎週利用したい」（1.5%）、「月に１～２回は利用したい」（24.3%）と約３割に利用意向がありました。

７．病気やケガの際の対応について

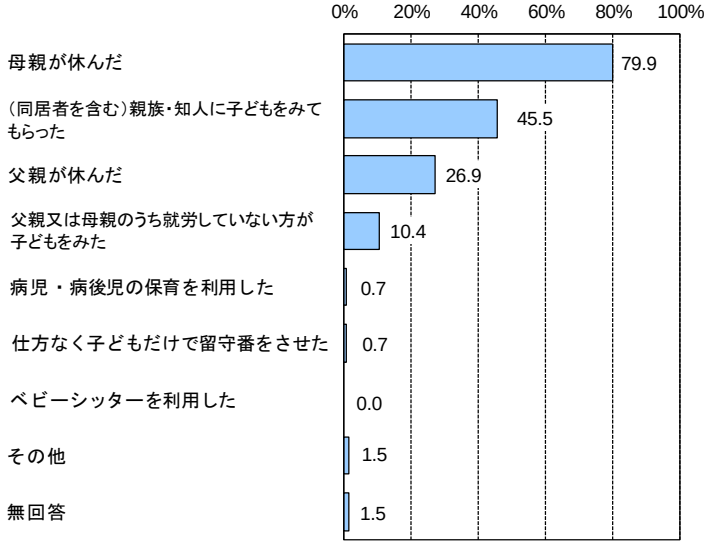

（回答者：134人）

お子さんの病気やケガで普段の事業が利用できなかった日の有無では、「あった」と回答した方は、62.6%（134 人）となっており、その際の対処法では、「母親が休んだ」が 79.9%と最も多く、次いで「（同居を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（45.5%）、「父親が休んだ」（26.9%）の順となっています。

８．子育てについて悩んでいること

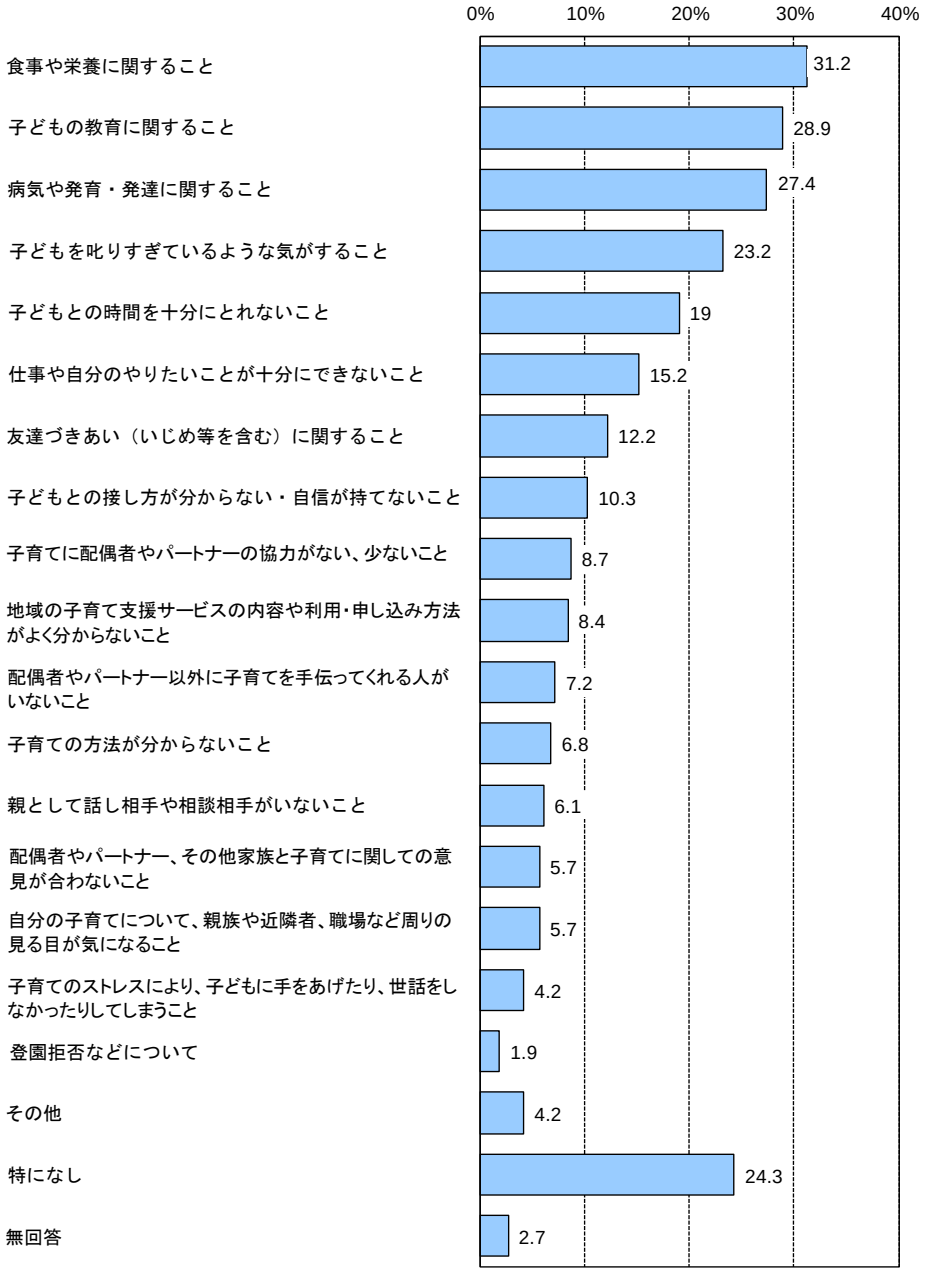

子育てについて、悩んでいること、または気になることについては、「食事や栄養に関すること」が 31.2%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」（28.9%）、「病気や発育・発達に関すること」（27.4%）の順となっています。

９．子育てに関して不安感や負担感

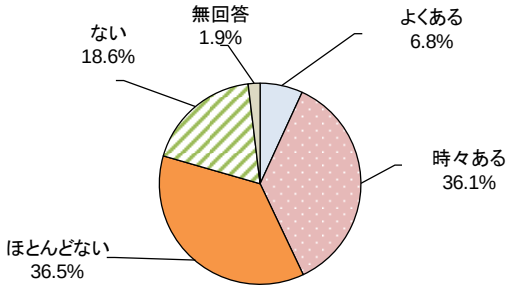

（回答者：263人）

子育てをしていて、どうしていいか分からなくなることがあるかは、「ほとんどない」が 36.5%と最も多く、次いで「時々ある」（36.1%）、「ない」（18.6%）、「よくある」（6.8%）の順となっています。

10．子育ての環境や支援への満足度

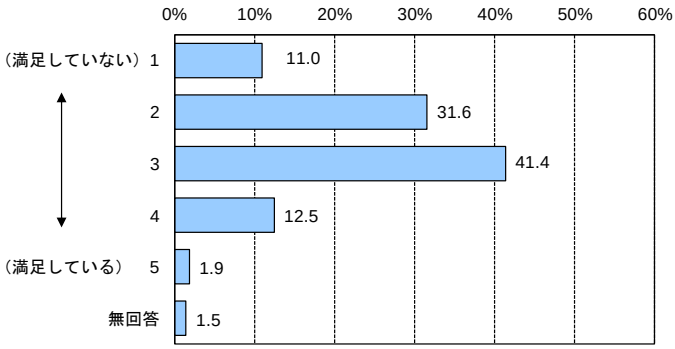

（回答者：263人）

地域における子育ての環境や支援への満足度は、「３」が 41.4%と最も多く、次いで「２」（31.6%）、「４」（12.5%）、「１」（11.0%）、「５」（1.9%）となっており、比較的、満足度が低いという回答が多くなっています。

（２）小学校児童保護者の調査結果

１．子育てに日常的に関わっている人・施設

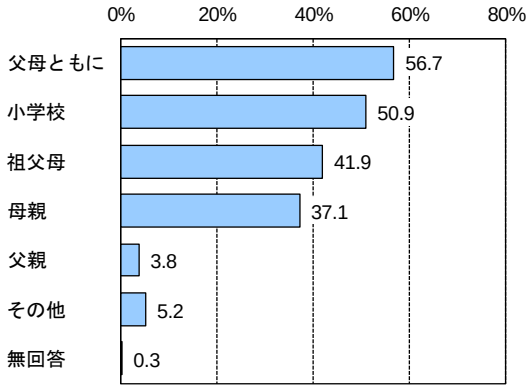

（回答者：291人）

子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方（施設）は、「父母ともに」が 56.7%と最も多く、次いで「小学校」（50.9%）、「祖父母」（41.9%）、「母親」（37.1%）の順となっています。

２．子どもをみてもらえる親族・知人

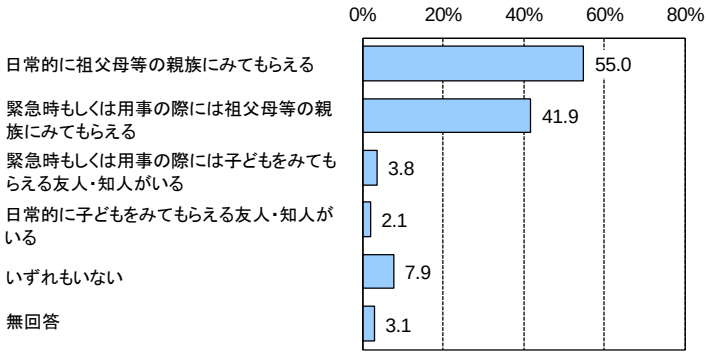

（回答者：291人）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 55.0%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（41.9%）となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。また、「いずれもない」という回答は 7.9%ありました。

３．子育てについての相談

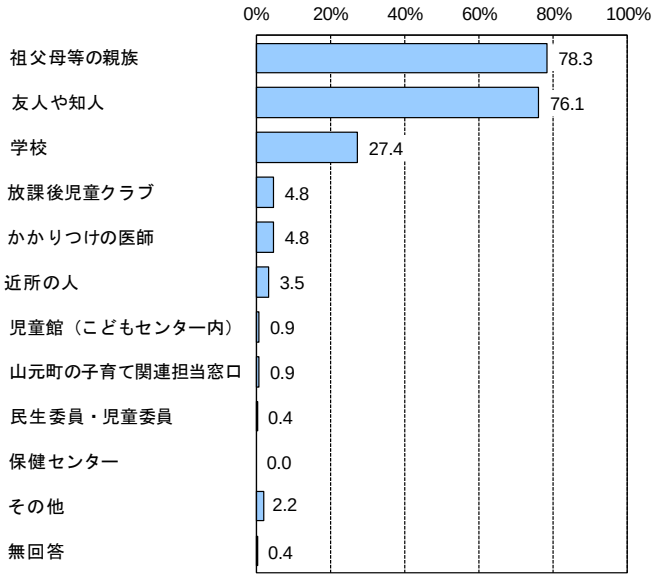

（回答者：230人）

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無では、79.0%（230 人）が「いる」と回答しており、その相談先を尋ねてみると、「祖父母等の親族」が 78.3%、「友人や知人」が 76.1%で、身近な人という回答が圧倒的に多い。

４．病気やケガの際の対応について

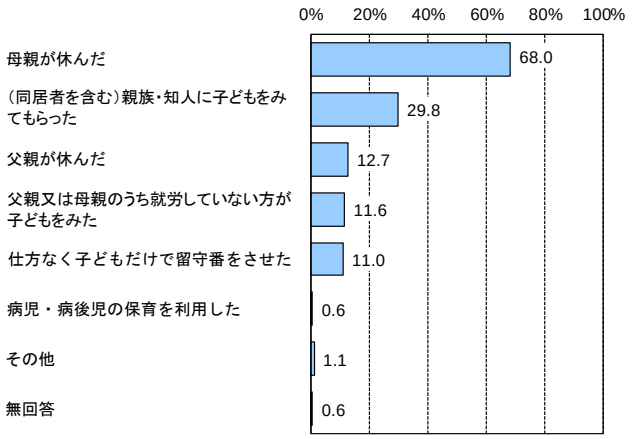

(回答者：181人)

お子さんの病気やケガで普段の事業が利用できなかった日の有無では、「あった」と回答した方は、62.2%（181 人）となっており、その際の対処法では、「母親が休んだ」が 68.0%と最も多く、次いで「（同居を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（29.8%）、「父親が休んだ」（12.7%）の順となっている。

５．放課後児童クラブ利用状況

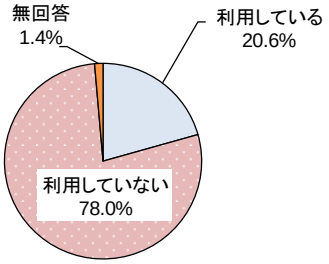

（回答者：291人）

現在放課後児童クラブを利用しているかは、78.0%が「利用していない」と回答しており、「利用している」は 20.6%となっています。

６．放課後児童クラブ利用希望

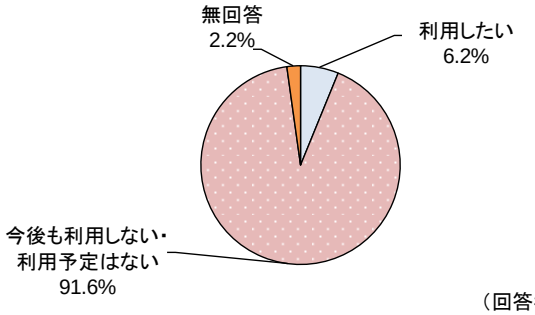

（回答者：227人）

現在放課後児童クラブを利用していない方（227 人）に、今後の利用希望を尋ねると、「今後も利用しない・利用予定はない」が 91.6%、「利用したい」が 6.2%となっています。

７．放課後子ども教室の利用意向

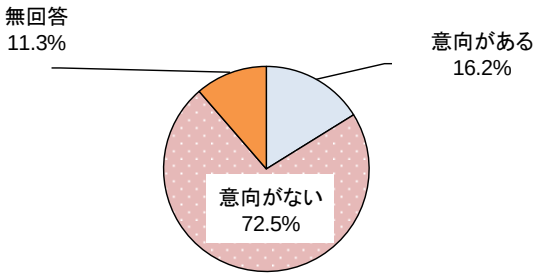

（回答者：291人）

放課後児童クラブと連携して行うサービスである『放課後子ども教室』（はまっこキッズ、みやまっこクラブ）の利用意向は、16.2%が「利用意向がある」、72.5%が「利用意向がない」と回答しています。

８．放課後を過ごさせたい場所

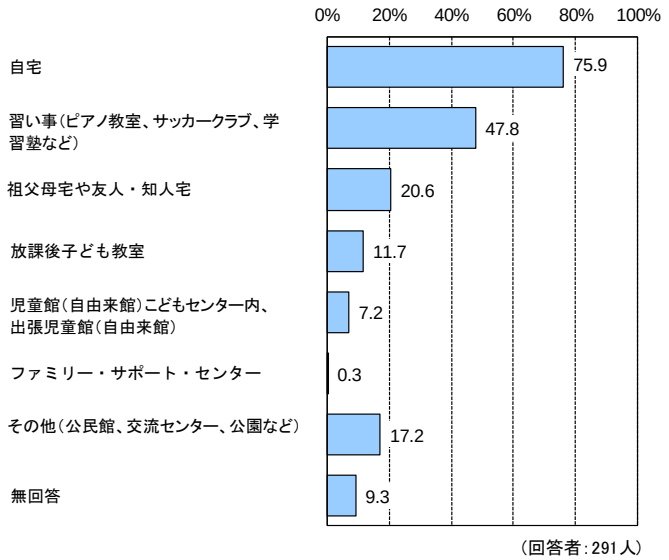

放課後（平日の小学校終了後）の時間を児童クラブ以外でどのような場所で過ごさせたいかは、「自宅」が 75.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室・サッカークラブ・学習塾など）」（47.8%）、「祖父母や友人・知人宅」（20.6%）の順となっています。

９．子育てに関して不安感や負担感

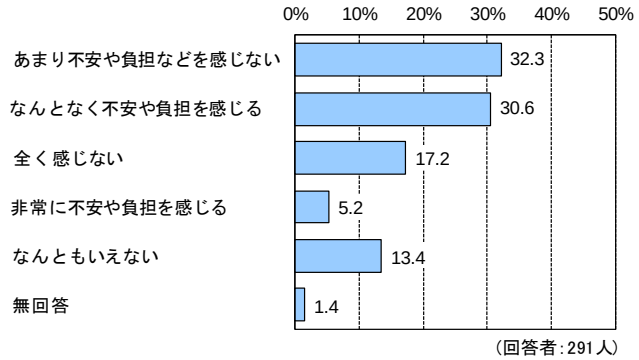

子育てに関して不安感や負担感などを感じているかは、「あまり不安や負担などを感じない」が 32.3%と最も多く、次いで「なんとなく不安や負担を感じる」（30.6%）、「全く感じない」（17.2%）、「非常に不安や負担を感じる」（5.2%）の順となっています。

10．子育ての環境や支援への満足度

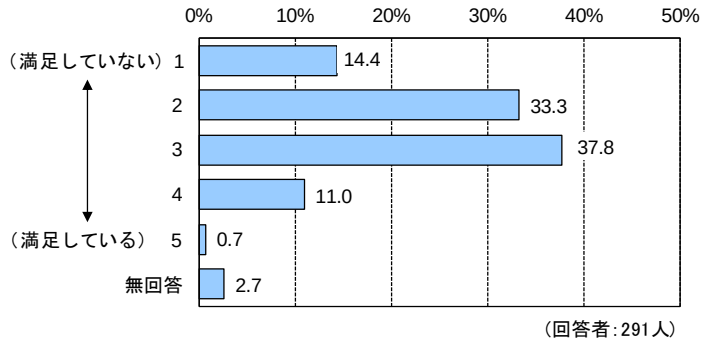

地域における子育ての環境や支援への満足度は、「３」が 37.8%と最も多く、次いで「２」（33.3%）、「１」（14.4%）、「４」（11.0%）、「５」（0.7%）となっており、比較的、満足度が低いという回答が多くなっています。

第３章　計画の基本的な考え方

１ 計画の基本理念

第１期計画を引き継ぎ、計画の基本理念を次の通りとします。

すべての子どもと子育て家族をみんなで支え
子どもの幸せを実現するまち・山元

子どもの笑顔は幸福の象徴であり、何ものにも代えがたい宝物です。子どもの笑顔はお父さん、お母さん、家族のみんな、そして、山元町民みんなの笑顔であります。子どもの笑顔はみんなに拡がり、みんなの笑顔は子どもに伝わります。

子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、いきいきと育っていけるよう、子どもの利益を尊重し、個性を最大限生かすことのできるまちづくりを目指します。

山元町では、基本理念の実現に向け、親は安心して子どもを産み育てられ、子育ての喜びを実感できるよう、地域全体、社会全体で支え合う、あたたかい子育てのまちづくりを推進します。

２ 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、次の５点を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

１ 豊かな心の育成と健やかな成長の支援

家族形態の多様化や地域との関わり方の変化などを背景に、子育てに関する不安や悩みを、周りの人に相談できずに抱えている家庭が増加しています。そのため、利用者のニーズを踏まえた子育て支援施策を推進し、子育てに関する情報交換の場や子育て相談などの充実に努め、地域での子育て支援の充実を図ります。

２ 母と子の健やかな暮らしづくり

ゆとりを持って健やかに子どもを育てる家庭づくりを支援するとともに、健診などによる健康状態の確認体制や発育などに関する相談体制の充実を図り、安心して子育てが行える環境の整備に努めます。

３ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせる社会づくりを目指し、地域や関係機関と連携をとり、家庭や地域の教育力向上やワーク・ライフ・バランスの推進等、安心であたたかいまちづくりに取り組みます。

４ 子どもの人権の尊重と安全・安心のまちづくり

子どもの視点に立ち、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの幸せ」のため、子どもや子育て世帯が安全に安心して暮らせるように行政、地域、学校などが連携して安全・安心なまちづくりを推進します。

５ 特別な支援が必要な子どもと家庭の支援

育児不安や児童虐待を早期に発見し、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその家庭への支援やひとり親家庭などの自立に向けた支援を推進します。

３ 計画の体系

基本理念

**すべての子どもと子育て家族をみんなで支え
子どもの幸せを実現するまち・山元**

基本目標１．豊かな心の育成と健やかな成長の支援

施策の方向

1　地域における子育て支援サービスの充実
2　子育て支援のネットワークづくり
3　子どもの健全育成

基本目標２．母と子の健やかな暮らしづくり

施策の方向

1　子どもや母親の健康の確保
2　食育の推進
3　小児医療の充実

基本目標３．安心して子どもを産み育てられる環境づくり

施策の方向

1　家庭や地域の教育力の向上
2　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
3　仕事と子育ての両立

基本目標4．子どもの人権の尊重と安全・安心のまちづくり

施策の方向

1　児童の人権の確保
2　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
3　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

基本目標５．特別な支援が必要な子どもと家庭の支援

施策の方向

1　児童虐待防止対策の充実
2　ひとり親家庭等の自立支援の推進
3　障害児対策の充実
4　心の問題を抱える子どもへの対策

第４章　教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

１　子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の２つの枠組みから構成されます。

■制度の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
●施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所（園） ●地域型保育給付 ・小規模保育 （利用定員６人以上 19 人以下） ・家庭的保育（利用定員５人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 ●現金給付 ・児童手当	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

２ 教育・保育提供区域

（１）教育・保育提供区域とは

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める基本単位です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定する必要があります。

なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、以下の区分又は事業ごとに設定することができます。

①子どものための教育・保育給付

・特定教育保育施設（１号認定・２号認定・３号認定）

・地域型保育事業所（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

②地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援事業
・妊婦健康診査
・養育支援訪問事業
・ファミリー･サポート･センター事業
・延長保育事業
・放課後児童クラブ
・地域子育て支援拠点事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・子育て短期支援事業
・一時預かり事業
・病児・病後児保育事業
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（２）山元町における区域設定について

本町では、現在の教育・保育実施の状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、本町の教育・保育提供区域を、「全町」１区域と設定します。

実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に合わせて柔軟に取り組んでいきます。

区　　分	区域設定
①教育・保育事業	全町１区域
②地域子ども・子育て支援事業	全町１区域

３ 子どものための教育・保育給付の量の見込と確保方策

◎認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第 19 条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

区　分	年　齢	対 象 事 業	対象家庭類型
１号認定	３～５歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭　等
２号認定	３～５歳	幼稚園（就労している）	共働きであるが幼稚園希望の家庭
	３～５歳	保育所・認定こども園	共働き家庭　等
３号認定	０～２歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭　等

■事業一覧

事　業	対 象 事 業
特定教育・保育施設	・幼稚園 ・保育所（園） ・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員６～19 人） ・家庭的保育（定員５人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所、院内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けていない幼稚園	私学助成の幼稚園 （子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

（1）１号認定【3～5歳：幼稚園・認定こども園】

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用量	94	86	103	122	124

■第２期計画の見込量と確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量①	153	144	138	128	126
１号認定	80	75	72	67	66
２号認定(教育希望)	73	69	66	61	60
確保方策②	330	330	255 ~~330~~	180 ~~330~~	180 ~~330~~
特定教育・保育施設	0	0	100 ~~0~~	180 ~~0~~	180 ~~0~~
確認を受けない幼稚園	330	330	155 ~~330~~	0 ~~330~~	0 ~~330~~
差　異（②－①）	187	196	117 ~~202~~	52 ~~212~~	54 ~~204~~

確保方策について

○１号認定について、町内の私立幼稚園（やまもと幼稚園・ふじ幼稚園）により必要な事業量は確保できる見通しです。

○幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する２号認定については、必要な事業量は町内の私立幼稚園により確保できる見込みです。さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業（幼稚園預かり保育）の提供体制の確保を図ります。

（2）２号認定【3～5歳：保育所・認定こども園】

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用量	84	79	88	88	94

■第２期計画の見込量と確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量①	87	82	79	72	72
確保方策②	87	87	87	87	87
保育所、認定こども園	87	87	87	87	87
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差　異（②－①）	0	5	8	15	15

確保方策について

○２号認定については、町内の保育所（つばめの杜保育所）により必要な事業量は確保できる見込みです。

（3）３号認定【0～2歳：保育所・認定こども園・地域型保育】

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用量	53	59	74	80	74
３号認定（0 歳）	7	5	9	7	7
３号認定（1・2 歳）	46	54	65	73	67

■第２期計画の見込量と確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量①	78	82	85	88	91
３号認定（0 歳）	15	16	16	17	17
３号認定（1・2 歳）	63	66	69	71	74
確保方策②	78	88 ~~78~~	88 ~~97~~	88 ~~97~~	88 ~~97~~
保育所、認定こども園	72	72	72	72	72
特定地域型保育施設	6	16 ~~6~~	16 ~~25~~	16 ~~25~~	16 ~~25~~
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差　異（②－①）	0	6 ~~▲4~~	3 ~~12~~	0 ~~9~~	▲3 ~~6~~

■３歳未満児の保育利用率　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数①	162	161	159	156	153
保育児童数②	78	82	85	88	91
率（②/①）	48.1%	50.9%	53.5%	56.4%	59.5%

確保方策について

○少子化に伴い、児童数は減少傾向にあるものの、核家族化の進行や女性の社会進出に伴い、今後は、保育ニーズの高まりが見込まれます。特に将来的には0～2歳児の保育ニーズの増加が予想されるため、利用率の推移を注視しながら、小規模保育事業等の設置も視野に入れ、事業量の確保に努めます。

４ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業 （母子保健型）	妊娠期から子育て期にわたるまで、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	妊娠～３歳児 及びその家族
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	０～２歳児
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	新生児、母親
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	児童、保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	０～18歳
⑦	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	０～５歳児 １～６年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育（延長保育）	３～５歳児
		保育所（園）などでの一時的な預かり保育	０～５歳児
⑨	延長保育事業 （時間外保育事業）	通常保育の時間を超えた延長保育	０～５歳児
⑩	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行います	０～５歳児 １～６年生
⑪	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	１～６年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑬	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者

（１）利用者支援事業（母子保健型）

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築する事業

■第１期計画の実績　（単位：か所）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
設置か所	0	0	0	1	1

■第２期計画の見込み　（単位：か所）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
設置か所①	1	1	1	1	1
確保の方策②	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

本町では、平成 30 年度から保健センターを改修し「子育て世代包括支援センター（山元版ネウボラ）」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援体制を展開しています。

（２）地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

■第１期計画の実績　（単位：人回）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用者数	―	2,191	4,625	3,778	―

■第２期計画の見込み　（単位：人回）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	4,021	3,997	3,937	3,870	3,727
確保の方策②	4,021	3,997	3,937	3,870	3,727
②-①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

子育て支援センターで実施しており、現状の体制で大きな支障が無く、それぞれの地域性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

（３）妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実受診者数	62	61	50	67	－

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	実受診者数	50	49	47	46	46
確保方策	実施場所	県内の医療機関				
	実施体制	宮城県医師会，宮城県助産師会				
	実施時期	①妊娠 23 週（６か月末）まで・・・・・・・４週間に１回 ②妊娠 24 週～35 週（７～９か月末）・・・　２週間に１回 ③妊娠 36 週（10 か月）以後出産まで・・・毎週１回				

実施事業に対する考え方

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。宮城県医師会などとの連携のもと、希望する県内の医療機関をはじめとし、里帰り等県外の医療機関における受診機会の提供を図ります。

（4）乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
訪問乳児数	58	64	56	52	―

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	50	49	47	46	46
確保の方策②	実施場所：町の保健師及び助産師が訪問 実施機関：山元町				

実施事業に対する考え方

事業実施については、保健師による訪問を行っており今後も同様の体制で実施します。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

（5）養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
訪問人数	1	3	5	1	―

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保の方策②	実施場所：町の保健師及び助産師が訪問 実施機関：山元町				

実施事業に対する考え方

現状を踏まえ、計画期間においては、当事業で指導すべき家庭の基準を定めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保を図ります。

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業概要	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

実施事業に対する考え方

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。関係機関の連携のもと、児童虐待等のケースに応じた適切な支援策の検討・実施に努めます。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
訪問人数数	0	0	0	0	0

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の方策②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

ニーズ調査結果からニーズ量は算出されたものの、実際には利用するケースが想定されにくく、また、利用実績もないことから、計画期間において子育て短期支援事業を実施する予定はありません。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

■第１期計画の実績　（単位：人日）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用者数①	0	0	0	5	―

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位:人日）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保の方策②	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

平成 30 年 12 月からファミリー・サポート・センター事業を実施しており、今後も必要な事業量は確保できる見通しです。

おねがい会員、まかせて会員の登録促進に努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

（８）一時預かり事業

①幼稚園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

事業概要	認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業

■第１期計画の実績　（単位：人日）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用者数①	2,827	2,543	2,786	4,540	－

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位:人日）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①		3,700	3,456	3,283	3,023	3,020
	１号認定による利用	185	173	164	151	150
	２号認定による利用	3,515	3,283	3,119	2,872	2,870
確保方策②		3,700	3,456	3,283	3,023	3,020
②－①		0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

②保育所（園）その他の場所での一時預かり

事業概要	○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 ○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業

■第１期計画の実績　（単位：人日）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用者数	—	—	—	230	—
一時預かり事業	—	—	—	225	—
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	—	—	—	5	—
トワイライトステイ	—	—	—	—	—

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人日）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	245	235	230	220	219
確保方策②	245	235	230	220	219
一時預かり事業	240	230	225	215	214
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	5	5	5	5	5
トワイライトステイ	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

（９）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童クラブ室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
登録児童数	52	60	75	105	120
低学年	48	52	54	81	91
高学年	4	8	21	24	29

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	148	158	164	171	169 ~~168~~
低学年	97	107	110	113	106
高学年	51	51	54	58	63
確保方策②	148	158	164	171	169 ~~168~~
低学年	97	107	110	113	106
高学年	51	51	54	58	63
②－①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

~~現在、町内３か所~~令和４年４月に山下第一小学校放課後児童クラブを開設し、町内４か所で放課後児童クラブを開設しています。

少子化に伴い児童数は減少傾向にあるものの、核家族化の進行や女性の社会進出に伴い、放課後児童クラブのニーズの高まりが見込まれます。

今後も、放課後児童クラブの需要を見ながら、空き教室等の活用できる施設の確認、指導員の確保、適正な受け入れ人数の規模、事業の実施形態などを調整しながら、利用者のニーズへの対応に努めます。また、小学校再編後の運営方法についても関係機関と調整しながら総合的に検討していきます。

（10）延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

■第１期計画の実績　（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用者数①	17	23	21	28	―

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	51	61	67	64	64
確保の方策②	51	61	67	64	64
②-①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

事業の性質上、定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。引き続き、延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

（11）病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

事業概要	○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業

■第１期計画の実績　（単位：人日）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用者数	0	0	0	0	0
病児病後児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

■第２期計画の見込みと確保方策　（単位:人日）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	60	58	56	53	53
確保方策②	60	58	56	53	53
病児保育事業	60	58	56	53	53
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

実施事業に対する考え方

保護者からの利用希望を踏まえ、隣接の亘理町が実施する病児保育事業を山元町民も利用できる体制とするため、亘理町と広域利用に関する協定を締結し、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

実施事業に対する考え方

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

実施事業に対する考え方

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第５章　取り組むべき施策の展開

基本目標１　豊かな心の育成と健やかな成長の支援

近年、核家族化の進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっています。また、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向がみられることから、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要であり、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要です。

すべての子どもが健やかに育ち、成長できる環境づくりのため、多様な保育サービスの充実に努め、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、相談支援や適切な情報提供など、関係機関が連携した子育て支援ネットワークづくりを進め、お互いを助け合えるような機会を提供することにより、地域から家庭における子育て「機能」の向上を図り、子育て支援の輪づくりを広げ、心と体の健全育成を推進します。

１　地域における子育て支援サービスの充実

●家庭・学校・地域の様々な場面における地域社会全体での子育て支援や様々な社会資源を活用した連携を通じて子どもの育成支援を推進します。
●子育て支援センターや児童館等での支援活動や育児支援等の子育てサービスについて、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てできるよう情報発信し、多くの住民に周知していきます。
●支援が必要な家庭に対し、母子保健、児童福祉、教育等各分野間で情報共有しながら、必要な支援を行っていきます。
●児童虐待の未然防止や早期発見に向け、地域で子育て家族を応援できるよう意識を高め、地域住民主体で支援できる環境の整備に務めます。
●必要なときに必要な保育サービスが利用できるよう、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
定住推進事業	町内で新たに住宅の取得や民間賃貸住宅に入居する新婚世帯、子育て世帯等に対して補助金を交付し、若者世代の定住促進を図ります。また、既存住宅のリフォーム費用に対して補助金を交付することにより町外流出の抑制、Ｕターンの促進に努めます。	子育て定住推進課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて、子育て支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談・指導及び育児支援を展開します。	子育て定住推進課
すこやか絵本事業	絵本を通したふれあいの機会を増やし、子どもの心豊かな情操を育むことを目的に１歳６～８ヶ月児には絵本を２冊、３歳児には絵本若しくは知育ツールを１冊（１ツール）贈呈します。	子育て定住推進課
ベビーマッサージ・ベビーコミュニケーション事業	赤ちゃんとのコミュニケーション手法を学ぶと共に、スキンシップを通して親子の絆を深めながら、子どもの発達を促す講座を開催します。	子育て定住推進課
子育てに関する学習機会の充実	保育所や幼稚園、小・中学校、教育委員会など、子育てに関わる関係機関との連携により、子どもの成長過程に応じた子育てに関する学習機会の充実を図ります。	生涯学習課 教育総務課 子育て定住推進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談、助言その他の支援を行います。	保健福祉課
養育支援訪問事業	乳幼児家庭全戸訪問事業により把握した保護者、又は出産前において支援が必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるよう、訪問において養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	保健福祉課
ベビーステーション貸し出し事業	町内で行われる各行政区の夏祭り等に、授乳・おむつ替え用のベビーテント等を貸し出し、子育て中の親子が安心してイベント等に参加できるようにします。	子育て定住推進課
利用者支援事業	保健センター内の「子育て世代包括支援センター（山元版ネウボラ）」では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制を構築します。	保健福祉課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育てをおねがいしたい人は「おねがい会員」として、子育てを手伝いたい人は「まかせて会員」として登録し、会員同士で子育てを援助する事業を展開します。	子育て定住推進課
坂元送迎保育ステーション事業	送迎保育ステーションでの朝夕の一時預かりと、つばめの杜保育所へのバス送迎を行うことにより、保護者の送迎の負担軽減を図ります。	子育て定住推進課

２ 子育て支援のネットワークづくり

●多様化する子育て支援ニーズ中で、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援に努めます。
●公的な取り組みだけでなく、町民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークづくりに努めます。
●子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。
●子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
子育てサークルの支援	育児サークル「なかよし会」や家庭教育支援チーム「夢ふうせん」など、子育てに関わるサークル・団体が活動しやすい環境を整備するとともに、積極的に活動を支援し、参加者同士の情報交換や交流活動を促進します。	生涯学習課 子育て定住推進課
子育て支援ネットワークの形成	家庭・学校・幼稚園・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を展開します。また、子育てサポーターを計画的に養成し、子育て支援体制の充実を図ります。	子育て定住推進課 生涯学習課 教育総務課
やまもと子育てハンドブックの作成	子育てに関する山元町の情報やサービスについてとりまとめた「やまもと子育てハンドブック」を作製し、転入時や母子健康手帳交付時に配布します。	子育て定住推進課
ホームページ等を活用した子育て情報発信・ツールの設置	町のホームページに子育てのためのコーナーを設置し、保育・保健・教育・健全育成等の子育てに関する情報が一元的に検索できるようにします。	子育て定住推進課
子育て通信「夢ふうせん」の発行	家庭教育支援チーム「つばめ」と連携して子育て通信を発行し、保育所や幼稚園、健診の場等で配布するなど、子育てに関する様々な情報提供を行います。	子育て定住推進課 生涯学習課

３ 子どもの健全育成

●子どもたちが地域の一員として心身ともに健康で、主体的に社会参加できるよう、行政や関係団体、地域が連携し、健全育成のための環境づくりに引き続き取り組むとともに、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会を充実していきます。
●子どもの遊び場空間の提供を行い、親と子だけでなく祖父母や多世代の交流が図られる環境づくりを推進していきます。
●こどもの非行防止や自死予防のため、地域、学校での取り組みを支援していくとともに、家庭や地域の協力を得ながら関係機関・団体等と連携を図り、共通の理解と認識のもとに非行防止活動、自死の兆候の早期発見等の取り組みを推進していきます。
●家庭や学校、地域において、生命の尊厳、人への思いやり、男女平等について学べる思春期保健対策の推進に努めます。
●共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進します。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
子どもの遊び場空間の提供	つばめの杜中央公園を中心に各地区の児童遊園の安全点検を実施し、安全、安心な子どもの遊び場空間を提供します。	建設課
児童・生徒の居場所づくり	小学校の放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実のほか、中学生や高校生などについても、児童・生徒が自由に集い、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	教育総務課 生涯学習課 子育て定住推進課
体験活動の機会提供	子どもたちが「生きる力」を育み、心豊かにたくましく成長するために、家庭・地域・学校と連携しながら、休日等を活用した様々な体験活動の機会を提供します。	生涯学習課 子育て定住推進課
健全育成対策の充実	学校での問題行動への適切な方策の確立、規則正しい生活習慣の指導、インターネット等の利用に際しての情報モラルの向上、薬物や性の逸脱行為等への適切な指導を促進するとともに、ＬＩＮＥでの誹謗中傷、危険ドラック問題等、多様化する社会問題の変化に対応した指導に努めます。また、地域社会が一体となって 青少年の非行を助長する環境の早期発見に努めます。	教育総務課 生涯学習課
有害環境対策	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD、コンピュータソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、地域住民等との連携・協力により、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。また、県知事から委嘱されている青少年環境浄化モニターによる有害環境の実態把握並びに有害環境の浄化活動とその啓発に努めます。	生涯学習課

事業等	内　　容	関係課
子どもの会活動の活性化	地域子ども会の指導者、育成者、ジュニア・リーダー等の育成に努め、子ども会活動の活性化をめざします。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業の充実	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生（１～6 年生）の児童に対して、授業の終了時などに児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。	子育て定住推進課
放課後子ども教室の充実	子どもたちが放課後の時間に安心・安全に活動できる拠点を設けて、地域の方々の協力を得ながら、文化活動やスポーツ活動など様々な体験活動を実施します。	生涯学習課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化については、坂元小学校において実施されている状況にありますが、これに加えて、他の小学校においても、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化した取り組みに努めます。児童にとって安全・安心な居場所の確保だけでなく、学校と連携しながら、全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムの提供を検討します。	子育て定住推進課 生涯学習課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間による交流を図ります。	子育て定住推進課
民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図ります。	保健福祉課
祖父母手帳配布事業	祖父母の役割、世代間ギャップ、おもちゃや絵本の選び方、子どもの成長とその頃におきやすい事故の一覧などを掲載した孫育てに役立つ祖父母手帳を希望者に配布しています。	子育て定住推進課

基本目標２　母と子の健やかな暮らしづくり

母子保健法では、母親は「すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない」とされており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない」とされています。

すべての子どもと親が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることはとても大切なことです。なかでも女性にとって短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスや育児状況にもかかわることから、満足が得られるような環境づくりが重要です。

安心して妊娠・出産し、育児を行なえるよう、子育て世代包括支援センター（山元版ネウボラ）において妊産婦の身体的、精神的、社会的状況を把握し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行っていきます。

１　子どもや母親の健康の確保

●心穏やかに妊娠・出産できるよう、医療機関との連携を図り、妊娠初期からの妊産婦への保健指導や健康管理支援の充実と周産期医療体制の整備を図ります。

●ゆったりした気持ちで子育てができるよう、新生児から幼児期までの健康教育・健康相談・健康診査・保健指導など一貫した切れ目のない保健サービスを提供するとともに、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

●乳幼児の健康診査の充実を図り、子どもの健康づくりと病気の予防、早期発見に努めるとともに、予防接種の意義についての情報提供を行い接種率の向上に努めます。

●乳幼児からの歯の健康づくりのため、歯科健診、歯科保健教育を拡充するとともに、保健、福祉、教育部門との連携を図りながら、小児歯科保健の充実に努めます。

●保護者自身が、わが子の発達発育を経年的に理解し、より良い環境をつくっていくことができるよう、乳幼児健診での保護者への学習をすすめていきます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
母子健康手帳交付時における保健・栄養指導	母子健康手帳交付時の相談、指導を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めます。また、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。	保健福祉課
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。体制を強化し、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。	保健福祉課
乳幼児歯科健診の充実	歯科健診及び歯科衛生士によるブラッシング指導を実施していますが、町民の利便性を考え、実施箇所や対象月齢の拡大を図ります。	保健福祉課
乳幼児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士が協力して相談を実施します。利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら実施します。	保健福祉課
心理発達相談	臨床心理士による心理発達相談を実施します。	保健福祉課
妊婦相談	出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について相談を実施し、育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。特に育児不安の大きい出産直後の新生児を対象に「出生連絡票」に基づき新生児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とします。	保健福祉課
妊婦一般健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	保健福祉課
妊婦検診	妊娠８か月を目途に助産師や保健師が訪問し、出産、育児に対する不安解消を図ります。	保健福祉課
産婦検診	産後、２週間と１か月の２回、産後に母親の心と体が順調に回復しているか確認し、健やかな育児ができるよう利用の拡大を図ります。	保健福祉課
産後ケア	産後様々な不安や心配を抱える母親が、心も体も健康で健やかに育児ができるよう、日帰りデイサービスの利用の拡大を図ります。	保健福祉課

２ 食育の推進

●食育に関するさまざまな啓発活動を積極的に推進します。
●朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせ症に見られるような心と身体の健康が大きな問題になっていることから、思春期保健事業と連携し食を通じた豊かな人間性の形成と、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
●近年の子どもの食をめぐる様々な問題に対応し、子ども一人ひとりの食べる力を豊かに育むために、幼少期からの食育活動を積極的に実践し、父母等の理解を深めるとともに、食の大切さや地域に伝わる食生活や食文化への関心を高めていきます。
●地域で生産された安全で安心な農作物を保育園・幼稚園・学校給食へ取り入れることにより、地場産農作物への関心を高めるとともに、地産地消を積極的に推進します。
●地域の田畑を利用した農作業・生産体験学習の取り組みを実施し生産者との交流を深めます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
あったかご飯提供事業（保育所完全給食）	平成 27 年度から保育所における３歳以上児に対して、主食（白飯）を提供する完全給食を実施しています。これにより、３歳以上児も保育所から提供される温かいご飯が食べられるようになり、冬場の冷たいご飯による食欲の低下を防ぐとともに、夏場の衛生面についても配慮することができます。また、朝の慌しい時間帯において、保護者の負担を軽減することができます。	子育て定住推進課
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談、指導を実施し、乳幼児の家庭での食を通した健康づくりを支援します。	保健福祉課
乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児のいる家庭での食を通した健康づくりを支援するために、乳幼児健診や育児相談等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する情報提供を行います。	保健福祉課
おや子クッキング教室	児童及びその保護者に対し、栄養士及び食生活改善推進員によるクッキング教室を行い、幼児期からの食育を通じて望ましい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長のため食生活の改善を図ります。	保健福祉課
食生活改善推進員協議会の活動支援	食育を通した健康づくりを支援するために食生活改善推進員 協議会を育成し、活動を支援します。	保健福祉課
地産地消の推進	生産者、関係機関との連携により食に関する学習機会や情報の提供を進め、栄養士や食生活改善推進員による講習や、郷土料理 体験事業を実施します。	保健福祉課 教育総務課

３ 小児医療の充実

●すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、宮城県や広域圏・近隣市町、関係機関、医師会などと連携し、小児医療や休日・夜間診療体制の充実をめざします。
●保護者の経済的負担の軽減と子どもたちの保健福祉の向上を目的に、小児医療費助成事業を進めるとともに、育成医療や小児慢性特定疾患などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
子ども医療費の助成	子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。子どもが安心して医療サービスを利用できるように、１８歳の年度末までの医療費を助成し、子育て家庭への経済的負担を軽減します。	子育て定住推進課
休日当番医	休日の急病・急患の方々のため、亘理郡医師会と連携して休日当番医を実施し、休日の診療体制の充実を図ります。	保健福祉課
宮城県こども夜間安心コール	子どもの保護者などからの電話による相談対応と、子どもの急な病気及び事故への応急方法に関する助言等を行うため、「宮城県こども夜間安心コール」を活用し、保護者の方々の不安解消と病状に応じた適切な対応、初期救急医療の充実を図ります。	保健福祉課

基本目標３　安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子どもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取り組みが重要です。生活環境の整備については、これまでも取り組みを進めてきたところですが、子どもの視点、子育て家庭の視点に立って、引き続き、計画的な事業の推進に取り組む必要があります。

子どもたち一人ひとりの個性や自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、学力の向上を図ることはもちろんのこと、子どもたちがその感性を十分に発揮できるような魅力溢れる学校教育の推進や安心安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流機会や活動機会の提供に努めていく必要があります。

また、仕事をしながら子育てができる環境づくりの推進も重要です。「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、多様な働き方の可能な社会づくりや仕事と生活の調和の実現に向け、子育てを支援する意識の啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な生き方が選択・実現できる地域の実現を目指します。

１　家庭や地域の教育力の向上

●家庭は最も大切な教育の場であり、児童生徒の成長に極めて大きな影響を与えることを認識し、学校生活や社会生活を営む上で大切な習慣やマナー等を身に付けることができるよう家庭教育力の向上を図ります。

●地域における子ども会活動や地域行事への親子での参加、子育てグループの活動など、地域の教育力を高める子育て・教育活動、地域交流活動の充実に努めます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
地域人材の活用推進	地域人材の発掘と養成、及びその情報の集約と活用を図り、家庭・地域・学校の連携による取り組みを推進します。	生涯学習課 教育総務課
家庭の教育力の向上	子どもの発達段階に応じて、家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育て支援や家庭教育支援に関わる人材を発掘し、子育てサポーターとして養成と活用を図ります。	生涯学習課
読書活動の推進	家庭、地域、学校など様々な場所で読書活動や読み聞かせ活動が行われるように、普及・啓発に取り組みます。	生涯学習課
体験活動の機会提供	子どもたちが「生きる力」を育み、心豊かにたくましく成長するために、家庭・地域・学校と連携しながら、休日等を活用した様々な体験活動の機会を提供します。	生涯学習課

２ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

●基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指していきます。
●子どもたちが地域の人や豊かな自然とふれあう体験活動やスポーツ活動などを通じて豊かな心を育み、生きる力を高めるため、創意工夫ある教育課程の編成や教職員研修機会の充実、学校部活動のための指導者育成に取り組みます。
●児童生徒の心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩みなどに対応するため、教職員の研修やスクールカウンセラー、関係機関の連携などを図りながら相談体制の充実に努めます。
●学校評議員制度や、保護者による学校評価等により、地域、家庭及び学校の連携・協力を一層深め、地域に根ざした特色ある学校づくりと地域に開かれた学校づくりに努めます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
教職員研修の充実	教職員としての使命と責任の自覚及び資質向上を目指した研修の充実を図ります。	教育総務課
社会科副読本の整備	小学校社会科副読本を整備し、地域における社会生活の総合的理解を深めます。	教育総務課
協働教育の推進	家庭・地域・学校の連携による協働教育を推進するための体制を整備します。	生涯学習課
情報コンピュータ教育の推進	子どもの情報活用能力を育成するとともに、情報機能のネットワーク化を図ります。	教育総務課
学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指すため、学校評議員を各学校に設置します。	教育総務課
教育相談事業の充実	教育相談員の配置と、スクールカウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。教育相談員の週１回の学校訪問に加え、震災以降は児童・生徒の心のケアの充実を図るため各学校にスクールカウンセラーを配置しています（県事業）。	教育総務課
不登校児童生徒への支援	教育相談員とスクールカウンセラーが相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行いながら不登校児童・生徒に対処し、学校復帰に向けた様々な支援を行います。	教育総務課
いじめ等青少年の問題行動への対策（積極的な生徒指導）	いじめ等青少年の問題行動へ対応するために、各中学校におけるスクールカウンセリングの充実をはじめ、学校と地域・家庭が連携して積極的な生徒指導を行います。	教育総務課
私立幼稚園運営補助事業	特色ある幼児教育と健全運営の推進を図るため、運営費に対する補助を行います。	子育て定住推進課
学校教育充実事業	将来への夢や志を持ち、その実現を目指しながら社会で生き抜いていける児童生徒の育成を目指し、町内小・中学校の教育活動の充実を図ります。	教育総務課
学校給食費補助事業	子育て世帯の経済的負担軽減のため、第２子以降の給食費の補助を行います（全額）。	教育総務課

３ 仕事と子育ての両立

●仕事と生活の調和の実現を目指し、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービスの充実に努めます。

●仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）や新たに創設された特例認定制度・特例認定マーク（プラチナくるみん）の活用等の啓発についても、関係機関と連携し積極的に行っていきます。

●仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。

※くるみんマーク・プラチナくるみんマークとは

くるみんマーク　　プラチナくるみんマーク

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を設定し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」です。

くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っている企業を評価しつつ、継続的な取り組みを促進するため、プラチナくるみん認定がはじまりました。（厚生労働省ホームページより）

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て定住推進課
育児休業取得の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して子育てができるよう、ハローワーク、亘理山元商工会等の関係機関と連携して、広報等により育児休業取得に向けた啓発を行います。	商工観光交流課
幼児教育・保育の無償化事業	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児、住民税非課税世帯の０歳から２歳児の子どもたちの利用料が無料になります。	子育て定住推進課
一時預かり・特定保育事業	保護者が傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより一時的に家庭での保育が困難となった場合や、就労形態によって断続的に家庭で保育ができない場合、一時的に保育を支援します。	子育て定住推進課
病児保育事業	お子さんが病気中や病気の回復期にあり、保育園・幼稚園・小学校等で集団生活を送ることが出来ず、保護者の方が仕事を休めない等の事情により、家庭での保育を行うことが困難な場合、一時的に預かりを行います。	子育て定住推進課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て定住推進課
町内私立幼稚園入園補助事業	私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の入園料・保育料の一部助成を行います。	子育て定住推進課

基本目標４　子どもの人権の尊重と安全・安心のまちづくり

すべての子どもが人として尊重され、次代の山元町を担う期待される存在として尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

また、子どもが健やかに育つためには、子どもを取り巻く環境が安全・安心に保たれていることが大切です。

安心して外出できる環境の整備、年齢層に応じた交通安全教育実施や、地域の人々の協力によるパトロールの実施支援など、子どもたちの安全を確保する活動を推進します。

地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であるため、学校や幼稚園、保育所、警察、各種防犯組織、各家庭などが連携した取り組みを進めていきます。

１　児童の人権の確保

●「子どもの権利条約」の啓発・普及に努めるとともに、人権についての教育を充実させ、児童の人権の確保を図っていきます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
児童の権利に関する啓発	いじめや体罰、虐待といった子どもをめぐる人権問題の解決を目的とした「子どもの人権１１０番事業」についての啓発・普及に努めます。	町民生活課
人権教育の実施	子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、次代の山元町を担う希望の存在として尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施を進めます。	町民生活課

２ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

●子どもを犯罪の被害から守るためには、学校と家庭はもちろんのこと地域社会の協力も必要です。三位一体となった、町民による防犯パトロールなど自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。
●スマートフォン等の長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及・啓発に努めます。
●喫煙や飲酒、薬物乱用などを防止するための教育機会や啓発事業を推進します。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
防犯パトロール隊の活動の強化	子どもたちを犯罪から守るため、防犯パトロール隊による小・中学生の登下校時、夜間等の巡回パトロールを充実します。	総務課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	総務課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、町民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校や公民館活動等の場を利用して防犯講習を実施します。	総務課
不審者対応マニュアルの活用	保育所、幼稚園、小・中学校に配布した不審者対応マニュアルを活用し、安全管理を図ります。	総務課 子育て定住推進課 教育総務課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の町民、学校、警察などが連携し、「子ども 110 番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	総務課 教育総務課
避難訓練等の実施	保育所、幼稚園、小・中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。	子育て定住推進課 総務課

３ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

●子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校等関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
●事故の未然防止のため、関係機関と連携し交通安全教室の開催、交通事故防止についての広報活動、啓発活動を推進していきます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
交通安全街頭指導の充実	小学生の登校、下校時の交通安全などを図るため、町内通学路の交差点で交通指導隊による街頭指導を推進します。	総務課
交通安全推進協議会による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行います。	総務課
交通安全推進団体との連携	交通安全協会・交通安全母の会との連携を図り、交通安全を推進します。	総務課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学生を対象に各学校等を巡回し、交通安全教室を実施します。	総務課

基本目標５　特別な支援が必要な子どもと家庭の支援

すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、援助が必要な児童への取り組みが重要な課題の一つとなっています。

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な育成を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

今後は、障がいの早期発見、早期療育に努め、すべての子どもが健やかに成長するように支援をしていくため、利用者支援事業の早期導入など相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との緊密な連携を図ることが求められています。

さらに、ひとり親家庭は増加傾向にあります、こうしたひとり親家庭は、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱え、支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっています。

国・県の施策と連携しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

１　児童虐待防止対策の充実

●児童虐待の背景には、家族内の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭にでも起こり得ることとされていることから、早期の発見・防止のために、児童虐待防止ネットワークの活用や相談体制の強化と充実を推進します。
●養育支援訪問事業として、保健師などによる専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。
●虐待を受けた児童に対する支援とアフターケアを関係機関と連携し行います。さらには、親と子どもの問題行動を地域住民から発見・相談できる体制づくりを推進します。
●虐待が重大な子どもの人権侵害であることを住民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
虐待防止等支援対策ネットワーク会議	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。虐待防止等対策支援ネットワークについて、児童相談所、保健福祉事務所、警察署、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、小中学校校長会、幼稚園等と行政が連携して虐待防止に取り組めるようネットワークの強化に努め、要保護児童対策地域協議会の推進を図り、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。	子育て定住推進課
緊急一時保護	町で通報を受けた緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通報を行います。	子育て定住推進課
児童相談の充実（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導にあたります。虐待防止のために、保健、福祉、社会福祉協議会等の各関係機関で連携をとり、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築を図ります。	子育て定住推進課 教育総務課
児童虐待防止推進月間啓発活動	毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」に児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取り組みを集中的に実施します。	子育て定住推進課

２ ひとり親家庭等の自立支援の推進

●ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし、自立支援プログラム等、経済的自立に向けた支援を行います。
●親が安心して子育てをしながら就労できるよう、子育て支援策を促進するとともに、安定的就労や自立に向けた支援策の充実を図ります。
●ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的な自立支援を促進します。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費助成等の支援を実施します。	子育て定住推進課
母子父子相談	母子・父子家庭（ひとり親家庭含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	子育て定住推進課
母子生活支援施設入所相談	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭又は母子に準じる家庭に対して、相談を受け付け、関係機関への紹介を行い ます。	子育て定住推進課
母子父子寡婦福祉資金貸付相談	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の相談を受け付け、関係機関への紹介を行います。	子育て定住推進課

３ 障害児対策の充実

●乳幼児健康診査等での早期発見、家庭と共に取り組む早期療育に向けた体制づくりに努めていきます。
●自閉症や学習障がい（ＬＤ）などの発達障がいに対する認識の高まりに伴い、発達障がいを持つ子どもが顕在化していることから、支援体制の強化に努めます。
●子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、こども発達相談や障害児保育の充実に取り組みます。
●障害児をもつ家族の精神的、肉体的な負担の大きさを考慮し、家族支援のためのサービスの充実を図ります。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
乳幼児健診の充実（再掲）	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。	保健福祉課
妊婦一般健康診査の充実（再掲）	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進します。	保健福祉課
定期健康診断事業	町内小・中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	教育総務課
在宅福祉サービスの推進	障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスをさらに充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。	保健福祉課
保育、教育内容の充実	保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育所、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。また、障害のある子どもに対する教員や職員の理解を深める、研修会等の機会を増やします。	教育総務課 子育て定住推進課 保健福祉課
障害児保育の充実	障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実を図ります。	子育て定住推進課

４ 心の問題を抱える子どもへの対策

●青少年自身やその家族、学校が抱える様々な悩みに対して、専門の相談員が電話や来所で相談を受け、関係機関と連携し支援していきます。
●犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するための子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校や児童相談所等の関係機関と連携を図りきめ細かな支援を行います。

■関連する主な事業等

事業等	内　　容	関係課
カウンセリングの実施、保護者に対する助言	各学校に配置しているスクールカウンセラーは児童・生徒の他、保護者及び教師の相談にも対応しています。いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所と連携し立ち直りの支援を行います。	教育総務課 子育て定住推進課
犯罪被害者の支援	みやぎ被害者支援センター等の団体と連携し、被害者の実状に即した支援を行います。	教育総務課
ＤＶ対策の充実	ＤＶにより被害を受けた母親及びその子どもの保護に努めます。	子育て定住推進課
子どもの心のケアハウス事業	いじめや不登校により、学校生活に困難を抱えるようになった子どもたちの学校復帰や自立支援の取り組みに努めます。	教育総務課

第６章　計画の推進

１ 各主体の役割

計画の推進については、行政のみならず、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

（１）行政の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解の促進と国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供や効果的な子育て支援ができるように計画を推進します。

（２）家庭の役割

家庭は、子どもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

（３）地域の役割

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援などの支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域の子どもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

（４）職場の役割

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等の支援が求められます。

２ 計画の周知及び推進体制

（１）計画の周知

計画の周知 町民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報紙、ホームページなどを通して周知し、町民の取り組みへつなげます。

（２）計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

３ 計画の進捗管理

計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される、「山元町子ども・子育て会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価・今後の対策を講じていきます。

また、計画は、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証評価（Check）⇒改善（Action）」のＰＤＣＡサイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。

■ＰＤＣＡサイクルの概念図

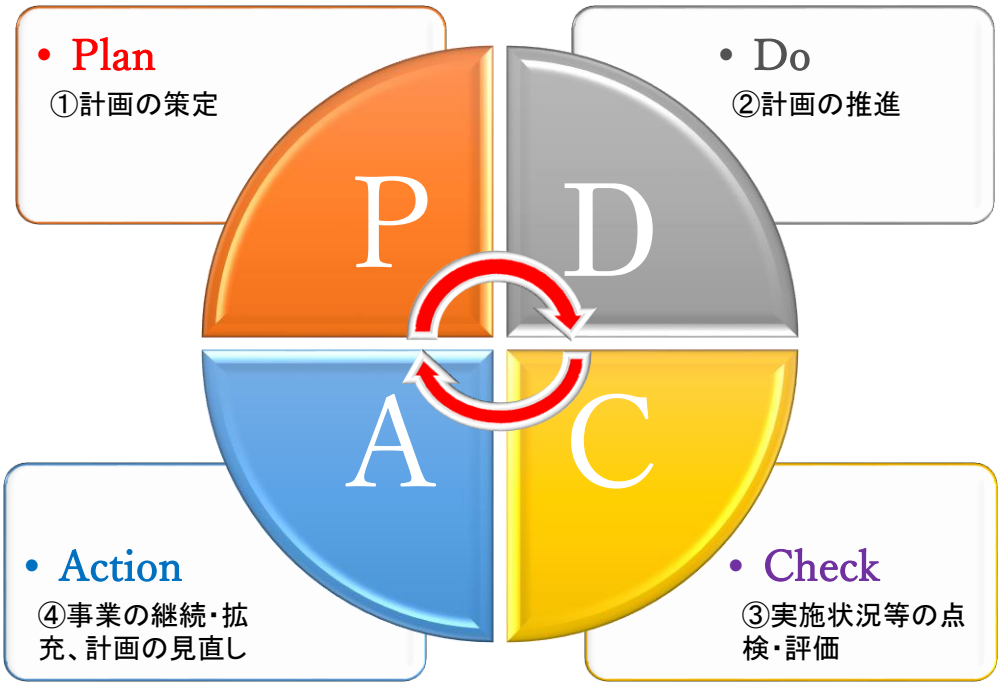

① Plan（計画）　　：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する

●山元町子ども・子育て会議における審議等を踏まえた計画の策定

●目標の設定

② Do（実施・実行）　：計画に沿って業務を行う

●様々な主体との連携・協働による事業の実施

③ Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

●山元町子ども・子育て会議において、事業の実施状況を毎年点検・評価

④ Action（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

●予算編成過程における事業検討

●必要に応じて、計画中間年を目処に量の見込み・確保方策の見直し

資料編

1 山元町子ども・子育て会議設置条例

山元町子ども・子育て会議設置条例
平成26年３月31日条例第１号
改正
平成30年12月17日条例第29号
山元町子ども・子育て会議設置条例

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定に基づき、山元町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。
（任務）
第２条　子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議する。
（１）　山元町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
（２）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
（３）　特定教育・保育施設の利用定員に関すること。
（４）　特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
（５）　児童福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。
（組織）
第３条　子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
（１）　公募による町民
（２）　子どもの保護者
（３）　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
（４）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（５）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
（６）　関係行政機関の職員
（７）　その他町長が必要と認める者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
３　委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
３　子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　子育て会議の庶務は、子育て定住推進課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（最初の会議の招集）

２　この条例の施行後、最初に招集すべき子育て会議の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（委員の任期の特例）

３　この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成29年３月31日までとする。

（山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和51年山元町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害者等支援認定審査会	委員	日額	11,700

」

を

「

障害者等支援認定審査会	委員	日額	11,700
子ども・子育て会議	委員長	日額	6,400
同	委員	日額	6,100

」

に改める。

附　則（平成30年12月17日条例第29号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

２ 山元町子ども・子育て会議委員名簿

〔任期：平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日〕　　≪敬称略≫

選任区分	所　属（職）	氏　　名	備　考
子どもの保護者	山元町小中学校父母教師会連絡協議会	小　野　佳保里	
	保育所保護者　代表	大　山　徳　江	
	幼稚園（又は家庭保育）保護者	齋　藤　絵里子	
関係団体から推薦受けた者	ふじ幼稚園　園長	鈴　木　信　子	
	やまもと幼稚園　教諭	會　田　　恵	
	家庭教育支援チーム「つばめ」	栗和田　秀　子	
	育児サークル「なかよし会」	佐　藤　史　織	任期：H30.4.1～
	山元町つばめの杜保育所　所長	作　間　美由記	
学識経験者	山元町児童館　館長	太　田　一　江	任期：H30.4.1～
関係行政機関の職員	教育委員会教育総務課　課長	佐　藤　兵　吉	
公募による町民	子育て支援に関心のある者	松　村　吉　一	
		大　内　裕　美	